取扱説明書

iVレコーダー
品番 IVR-S100(W) IVR-S100M(W)

保証書付 裏表紙にあります

1. 接続・準備編 はじめにお読みください

このたびは、iVレコーダーをお買い上げいただき、ありがとうございました。
ご使用の前に、取扱説明書をよくお読みいただき、正しくお使いください。
お読みになったあとは、いつでも取り出せるところに大切に保管してください。

● 「安全上のご注意」 P5〜8 や「お使いになる前に」 P9〜11 は必ずお読みください。
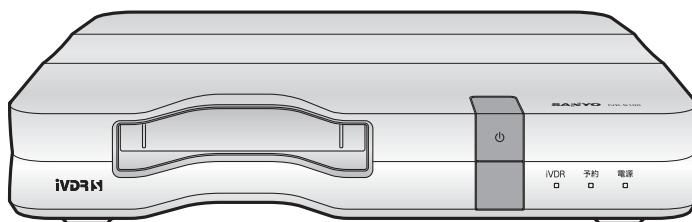
本機を使用できるのは日本国内のみで、国外では使用できません。
This unit is designed for use in Japan only and cannot be used in any other country.

はじめてお使いになるときの接続・設定ガイド

お買い上げ後はじめてご使用になるときは、イラストや用語を参照しながら、ご使用の環境に合った準備をおこなってください。

もくじ

はじめに

接続

準備

基本設定

その他

付属品をお確かめください
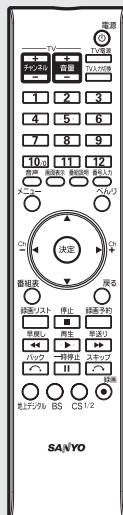
リモコン………1

リモコン用
単4形乾電池………2
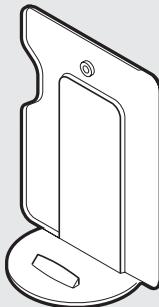
縦置きスタンド
（取り付けネジ付）……1
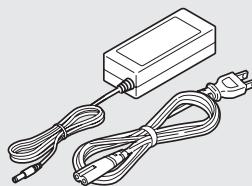
電源アダプター、
電源コード………1
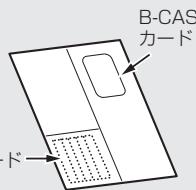
映像･音声
接続コード………1

B-CASカード………1
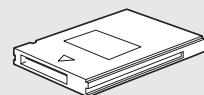
iVDR
（取扱説明書付）※………1
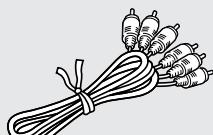
取扱説明書
1．接続･準備編（本書）…1

取扱説明書
2．操作編………1

取扱説明書
3．アクトビラ編………1

ご注意

本製品に付属の電源アダプターおよび電源コードは、本製品以外の機器に使用しないでください。

※ IVR-S100M(W)には、あらかじめiVDR（160GB）が同梱されています。
IVR-S100(W)には、iVDRは同梱されていませんので、別売のiVDRをお買い求めください。

安全上のご注意

安全のため必ずお守りください

■ 絵表示について

製品を安全に正しくお使いいただき、あなたや他の人々への危害や財産への損害を未然に防止するために、いろいろな絵表示をしています。その表示と意味は次のようになっています。内容をよく理解してから本文をお読みください。

警告	この表示を無視して、誤った取り扱いをすると、人が死亡または重傷を負う可能性が想定される内容を示しています。
注意	この表示を無視して、誤った取り扱いをすると、人が傷害を負う可能性が想定される内容および物的損害のみの発生が想定される内容を示しています。

■ 絵表示の例

△ の記号は「注意(警告を含む)をうながす事項」を示します。
⃠ の記号は「してはいけない行為(禁止事項)」を示します。
● の記号は「しなければならない行為」を示します。

⚠ 警告

万一、異常や故障が発生したときはすぐに使用をやめてください

次のようなときは、そのまま使用すると、火災、感電の原因となります。すぐに本体の ⏻ (電源)ボタンで電源を切り、電源アダプターの電源プラグをコンセントから抜いて、お買い上げの販売店に修理をご依頼ください。お客さまによる修理は危険ですから絶対おやめください。

- 煙が出ている、変なにおいや音がする(異常状態)
  煙が出なくなるのを確認し、お買い上げの販売店に修理をご依頼ください。
- 本機の内部に水などが入った
- 異物が本機の内部に入った
- 映像や音が出ないなど(故障状態)
- 倒したり落としたりして、キャビネットを破損した

注　意

電源アダプターを抜く
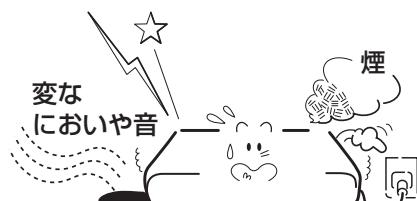
はじめに　接続　準備　基本設定　その他

⚠ 警告

電源について

■ 電源アダプター接続時の注意

次のことをお守りください。誤った使い方をすると発熱などにより、火災の原因となります。

- 電源アダプターの電源プラグはコンセントへ確実に接続する。
- 電源アダプターのコードは束ねたまま使用しない。
- たこ足配線はしない。

注　意

■ 電源アダプターのコードを傷つけない

無理な使いかたをすると電源アダプターのコードが破損しますので、次のようなことはしないでください。

- 電源アダプターのコードの上に重いものを乗せる。
- 途中でつぎ足したりして加工する。
- 無理に折り曲げる。
- 傷をつける。
- ねじったり、引っ張ったりする。
- 熱器具に近づける。
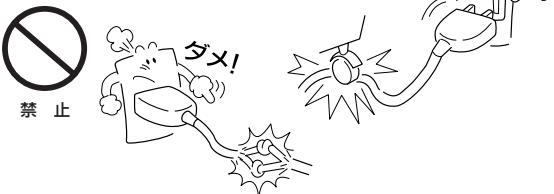
電源アダプターのコードが傷んだときは、お買い上げの販売店に交換をご依頼ください。
そのまま使用すると、火災、感電の原因となります。

■ 定期的に点検を

設置時から1年に1度は電源コンセントと電源アダプターの電源プラグ間にホコリが付着していないか、電源アダプターのコードに傷みがないか、電源アダプターのプラグが抜けかけていないかなどを点検してください。

指　示
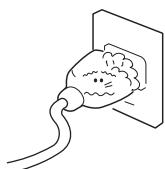
■ 電源電圧100V以外や国外では使用しない

表示された電源電圧(AC 100 V)以外の電圧で使用しないでください。火災、感電の原因となります。
また、本機を使用できるのは日本国内のみで、外国では電源電圧が異なりますので使用できません。
This unit is designed for use in Japan only and cannot be used in any other country.

禁　止
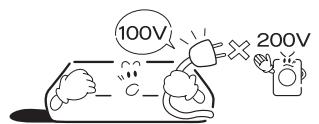
■ 雷が鳴り出したら

電源アダプターやアンテナ線には絶対に触れないでください。感電の原因となります。

接触禁止

■ 電源アダプターおよび電源コードは、付属品以外を使用しない また、付属の電源アダプターおよび電源コードは、本機以外の機器に使用しない

火災、感電の原因となります。

禁　止

使用方法・設置

■ 分解しない

本機や電源アダプターを分解、改造しないでください。火災、感電の原因となります。内部の点検、調節、修理は、お買い上げの販売店にご依頼ください。

分解禁止
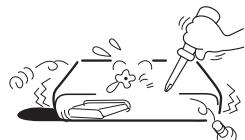
⚠ 警告

■ 本機の上に水などの入った容器を置かない

内部に水などが入った場合、火災、感電の原因となります。

■ ぬらさない

- 本機や電源アダプターをぬらさないようにご注意ください。火災、感電の原因となります。
- 風呂場、水辺、雨天の中などでは使用しないでください。

■ 異物を入れない

通風孔やiVDR挿入口、B-CASカード挿入口などから、金属類や燃えやすいものなど、異物を差し込んだり、落とし込んだりしないでください。（特に小さなお子さまのおられるご家庭はご注意ください。）火災、感電の原因となります。

■ 本体の通風孔をふさいだり、電源アダプターに布をかぶせない

通風孔をふさぐと内部に熱がこもり、火災の原因となります。本機の背面や底面に通風孔があります。次のような使い方はしないでください。

- 本機をあお向けや横倒し、逆さまにする。
- 押し入れ、本箱など風通しの悪い狭い所に置く。
- テーブルクロスをかけたり、じゅうたん、布団の上に置く。

本機を立てた状態（縦向き）で設置する場合は、付属の縦置きスタンドを必ず取り付けてください。

■ 壁にぴったりつけない

本機の設置は、壁から10cm以上の間隔をあけてください。また、他の機器との間は少し離してください。
ラックなどに入れるときは、本機の天面および背面からそれぞれ10cm以上のすきまをあけてください。すきまがないと、内部に熱がこもり火災の原因となります。

⚠ 注意

■ 電源アダプターを抜くときの注意

- ぬれた手で電源アダプターをさわらないでください。感電の原因となることがあります。
- 電源アダプターのコードを抜くときは、電源アダプターのプラグを持って抜いてください。コードを引っぱるとコードが傷つき、火災、感電の原因となることがあります。

■ 本機の上に重いものを置かない

バランスがくずれて倒れたり、落下して、けがの原因となることがあります。また、本機の上に乗らないでください。（特に小さなお子さまのおられるご家庭はご注意ください。）

■ 設置場所に注意

- じゅうたんやたたみ、塩化ビニール製の床材や家具などの上に設置するときは、下に板などを敷いてください。直接置くと床面が変色することがあります。
- 湿気、ほこりの多い場所や、油煙、湯気が当たる場所に置かないでください。火災、感電の原因となることがあります。
- 窓を閉め切った自動車の中や直射日光が当たる場所など温度が高くなる場所に放置しないでください。火災、故障の原因となることがあります。

■ 本機を不安定な場所に置かない

平らで水平な場所に設置してください。不安定な場所に置きますと倒れたり、落下して、けがの原因となることがあります。

⚠ 注意

■ 持ち運びの注意

電源アダプター
を抜く

iVDRを取り出して電源を切り、外部接続をすべて外してから持ち運びしてください。接続したまま持ち運ぶと、コードが傷つき、火災、感電の原因となることがあります。

■ iVDR挿入口に手を入れない

指をはさまれ
ないよう注意

けがの原因となることがあります。(特に小さなお子さまのおられるご家庭はご注意ください。)

■ 他機器との接続について

注 意

テレビ、ビデオなどを接続する場合は、各々の機器の取扱説明書をよく読み、電源を切り、説明にしたがって接続してください。電源を入れたまま接続すると、感電、けがの原因となることがあります。

■ 電磁波の発生する機器に近づけない

禁 止

携帯電話、充電器や電磁波の発生する電気製品に近づけないでください。電磁波のためにノイズの影響が生じることがあります。

■ 磁気の発生や影響する場所に近づけない

禁 止

磁気の発生する近くに本機を置かないでください。また、本機を磁気カード類とも一緒にしないでください。磁気データが壊れて使用できなくなることがあります。

■ 長期間(1ヶ月以上)使用しない場合やお手入れの際の注意

電源アダプター
を抜く

安全のため電源アダプターの電源プラグをコンセントから抜いてください。

- 電源アダプターの電源プラグをコンセントから抜いているあいだは、番組情報などがダウンロードされず、更新できません。

■ 内部の掃除について

注 意

1年に1度は内部の掃除について、お買い上げの販売店にご依頼ください。内部にほこりがたまったまま長い間掃除をしないと、火災、故障の原因となることがあります。

■ 乾電池(リモコン用)使用上の注意

注 意

乾電池の使い方を誤ると、乾電池の破裂、液もれにより、火災、けがや周囲を汚損する原因となることがあります。次のことをお守りください。

- 単4形乾電池以外は使用しない。
- 極性(⊕と⊖)に注意し、表示通りに入れる。

禁 止

- 種類の異なるものや、新旧の乾電池を混ぜて使わない。
- 乾電池を充電、加熱、分解したり、火や水の中に投入しない。ショートさせない。
- 乾電池を充電しないでください。乾電池の破損、液もれにより、火災、けがの原因となります。

指 示

- 長期間(1ヵ月以上)使用しないときは、乾電池を取り出しておく。

液もれが起こったときは、電池ケースについた液をよく拭き取ってから新しい乾電池を入れてください。万一、もれた液が身体についたときは、水でよく洗い流してください。

■ アンテナ工事には技術と経験が必要です

指 示

アンテナを設置する際は、お買い上げの販売店にご相談ください。
アンテナは風雨にさらされるため、定期的に点検・交換をするように心がけてください。映りが悪くなったときは、お買い上げの販売店にご相談ください。

■ 本機の温度について

注 意

- 長時間使用したり、ラックに入れて使用したときなど、本機の底部が熱くなります。十分に冷してから移動させてください。

禁 止

- 熱に弱いもの(CDやDVDなどのプラスチック製品)を上に載せたり、下に置いたりしないでください。

お使いになる前に

つづく

■ 取り扱いについて

- 移動させるとき
  引っ越しなど、遠くへ運ぶときは、購入されたときの梱包状態にしてから運んでください。
- 殺虫剤や揮発性のものをかけないでください。また、ゴムやビニール製品などを長時間接触させないでください。
  変色したり、印刷がはげるなどの原因となります。
- 長時間ご使用になっていると天板や後部が多少熱くなることがあります。手で触れると熱く感じる場合もありますが、故障ではありません。また、熱に弱いもの(CDやDVDなどのプラスチック製品)を上に乗せないでください。
- ふだん使用しないとき
  電源を切っておいてください(スタンバイ状態：**電源**ランプが赤色に点灯)。
- 長期間使用しないとき
  機能に支障をきたす場合がありますので、ときどき電源を入れて使用していただくことをおすすめします。
- 本体について
  落としたり、重いものを乗せたり、圧力をかけたり、強いショックを与えないでください。故障の原因になります。

■ 設置場所について

本機を使用中、近くに設置したビデオやオーディオ機器の画像や音声に悪い影響を与えることがあります。万一、このような症状が発生した場合はビデオやオーディオ機器から離してください。

■ お手入れについて

キャビネットのよごれは柔らかい布で軽く拭き取ってください。

- よごれがひどいときは、布を水でうすめた中性洗剤にひたし、よく絞って拭き取り、乾いた布で仕上げてください。
  ベンジン、シンナーなどは使用しないでください。変色したり、印刷がはげるなどの原因となります。
- 化学ぞうきんをご使用の際は、その注意書にしたがってください。

■ 操作できなくなった場合は

- 受信異常などにより、本機の操作ができなくなった場合は、電源アダプターの電源プラグをコンセントから抜き、再度電源アダプターの電源プラグをコンセントに差し込んでください。
- お客様または第三者が本機の操作を誤ったとき、静電気などのノイズの影響を受けたとき、または故障、修理のときなどに、本機に記憶または保存されたデータなどが変化、消失する恐れがあります。これらの場合の損害や不利益について、当社は何ら責任を負うものではありません。

■ 引っ越したときは

引っ越した地域のチャンネルを設定してご覧ください。

- 本機は電源(AC100V)が50Hz、60Hzどちらの地域でもそのまま使用できます。
- お引っ越し先で、アンテナや機器の接続・設置をおこなってください。P18～28
- 設置が終わりましたら、かんたん設定で引っ越し先の居住地域やチャンネルを設定してご覧ください。P33～35

■ 本機を譲渡や廃棄するときは

次の点にご注意ください。

- 本機には、放送局とデータの送受信をおこなうために入力したお客様の個人情報が記録されます。本機を譲渡や廃棄等する前に「工場出荷設定」をおこなって、本機に蓄積された個人情報を含むデータを消去することを強くお勧めします。(「2.操作編」- P68、69)
- リモコンや取扱説明書などの付属品がないと使用に支障をきたします。製品といっしょに付属品も譲渡してください。
- 本機を譲るときや廃棄するときのB-CASカードのお取り扱いについては、(株)ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズにお問い合わせください。

■ 地上アナログ放送から地上デジタル放送への移行について

地上デジタル放送の受信可能エリアは順次拡大されています。地上デジタル放送の受信エリアのめやすは、総務省またはお近くの地方総合通信局にお問い合わせください。
放送のデジタル化に伴い、地上アナログ放送は2011年7月までに、BSアナログ放送は2011年までに終了することが、国の法令によって定められています。

iVDR(カセットハードディスク)の取り扱いについて

iVDRは精密な機器で、強い衝撃や振動、温度などの周囲の環境変化による影響を受けると、記録されているデータが損なわれることがありますので以下の内容を必ずお守りください。

- **iVDRの取扱説明書に記載されている注意表示も必ずお守りください。**
- **録画や再生などの動作中に衝撃や振動を与えたり、本機を動かしたりしないでください。**
- **iVDRまたは予約ランプが赤色または緑色に点灯中または青色または赤色に点滅中のときは、iVDRを抜かないでください。**
- **振動する場所や不安定な場所で使用しないでください。また、水平な場所以外に設置しないでください。**
- **背面や底面の通風孔をふさがないでください。**
- **「結露」(露つき)が発生しやすい場所には設置しないでください。「結露」は故障の原因になります。**
  「結露」とは、冷たい水をコップに注ぐと表面に水滴がつくように、内部に水滴がつくことをいいます。結露が起きた状態でのご使用は、本機やiVDRの破損の原因になることがあります。以下のような場合にご注意ください。
  — 本機やiVDRを寒いところから暖かい部屋へ移動したとき
  — 部屋を急に暖めたり冷やしたりしたとき
  — 本機やiVDRに直接、冷風をあてたとき
  — 湿気の多い場所で使用したとき
  結露がおきそうなときは、本機やiVDRをすぐにご使用にならないでください。そのような場合は、室温に約2～3時間放置したあと、ご使用を開始してください。
  なお、コンセントに接続しておくと結露(露つき)が生じにくくなります。
- 直射日光が当たるところや、温度が高くなるところ(ストーブの近くなど)、また急激な温度変化のある場所やごみやほこりが多いところでは使用しないでください。
- 電源が入っている状態 または入っていない状態でも**iVDR**ランプや**予約**ランプが点灯しているときは、電源アダプターの電源プラグをコンセントから抜かないでください。
- 録画や再生などの動作中に電源アダプターの電源プラグをコンセントから抜いたり、本機設置場所のブレーカーを落としたりしないでください。電源アダプターの電源プラグを抜くときは、必ず**電源**ボタンを押して、終了処理が終わり、完全に電源が切れてからおこなうようにしてください。また、録画中に電源アダプターの電源プラグを抜いたりブレーカーを落としたりすると、これまでに記録された内容はすべて失われる場合があります。
- 録画や再生などの動作中に停電等で電源が供給されなくなった場合、iVDRの録画内容が損なわれる場合があります。
- **iVDR**ランプが赤色や緑色に点灯中または青色や赤色に点滅している間は、iVDRは高速で回転しています。起動時や回転中に発生する音や振動は故障ではありません。
- データ読み取りの状態により、再生画面にまれにノイズが発生することがありますが、故障ではありません。

■ 録画内容の補償に関する免責事項

衝撃や振動、誤動作および故障や修理によって生じた記録内容の損壊、喪失については、当社では責任を負いかねます。あらかじめご了承ください。

iVDRは精密な機器で、使用状況によっては部分的な破損や、最悪の場合データの読み書きができなくなるおそれも十分にあります。このためiVDRは、録画した内容の恒久的な保管場所ではなく、あくまでも一度見るまでの一時的な保管場所として使用することをお勧めします。

また、iVDR内に壊れかけている部分があると、録画した場合に画面が乱れたり、再生画面が一時停止したり、音声の乱れが発生することがあります。そのまま放置すると、ノイズや乱れが激しくなってきて、最悪の場合、iVDR全体が使えなくなってしまうおそれがあります。故障の場合、iVDRの録画内容が損なわれることがあります。
このような場合はiVDRの交換が必要です。
iVDRを交換する場合、iVDRの録画内容を新しいiVDRに移すことはできません。
iVDRの故障時は、iVDRの取扱説明書をご覧いただき、記載のお問合せ先にお問い合せください。

大切な録画・録音について

- 大切な録画や再生の場合は、正常に録画や再生ができることを事前に確認してください。
  本機を使用中、万一これらの不具合により、録画や再生ができなかった場合、録画内容の保証や再生できなかったことによる損失の補償については、当社では責任を負いかねます。あらかじめご了承ください。
- 動作中に電源アダプターのプラグを抜くと、録画内容がすべて消えたり、故障の原因になる場合がありますので、ご注意ください。
- 録画を予約した番組に録画制限があると録画予約が実行できない場合があります。録画予約の際には、録画制限がないことをお確かめください。

ダウンロード機能について

- デジタル放送では、放送運用などに変更が生じた場合、本機のソフトウェアを更新して対応させるために、放送電波やデータ記憶媒体によるダウンロードサービスをおこなうことにより、受信機の機能や性能を改善できるようになっています(ダウンロード機能)。
  このサービスを受けるには、ご使用にならないときは、電源を切った状態(スタンバイ)にしておくことをお勧めします。
  電源アダプターの電源プラグをコンセントから抜いた場合はこのサービスを受けられません。
- 改善の内容によっては操作方法や操作画面が変更されることがあり、その場合はお手元のカタログや取扱説明書の表記と実際の機器の表示や動作が異なる場合があります。あらかじめご了承ください。

天候不良によって、画質、音質が悪くなる場合があります

雨の影響により衛星からの電波が弱くなっている場合は、引き続き放送を受信できる降雨対応放送に切り換えます(降雨対応放送がおこなわれている場合)。降雨対応放送に切り換わったときは、画面にメッセージが表示されます。
降雨対応放送では、画質や音質が少し悪くなります。また、番組情報も表示できない場合があります。あらかじめご了承ください。

登録商標について

- 「iVDR」と iVDR は、「iVDR技術規格」に準拠することを表す商標です。
- HDMI、HDMIロゴおよび高品位マルチメディアインターフェイス(High-Definition Multimedia Interface)は、HDMI Licensing, LLCの商標または登録商標です。
- iSense(商標登録出願中)は、アドバンスト・コミュニケーションズ社の製品です。
- Mobile Type Fontは、リムコーポレーション社の製品です。
- Built with Linter Database.

- その他、本書で登場するシステム名、製品名は一般に各開発メーカーの商標あるいは登録商標です。なお、本文中では ™ および ® マークは明記していません。

この取扱説明書の内容について

- 本書は製品開発にさきがけて印刷しています。性能や操作性向上のため、製品仕様の一部が変更となることがあります。その場合は製品自体の仕様が優先されます。
  また、本機の仕様および機能などは、ダウンロードなどにより変更することがあります。(「2.操作編」- P81、82)
- 本書に記載の画面イラストは、お使いのテレビに実際に表示される画面と異なる場合があります。チャンネル番号、チャンネル名、番組名などを含め、実際に表示される内容については画面でご確認ください。

各部のなまえ

● 表示例として使用している表示画面については、実際の画面と異なる場合があります。

本体前面
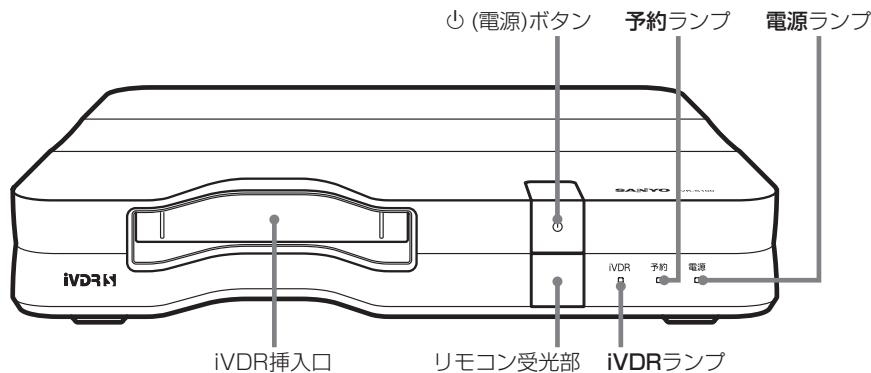
本体右側面
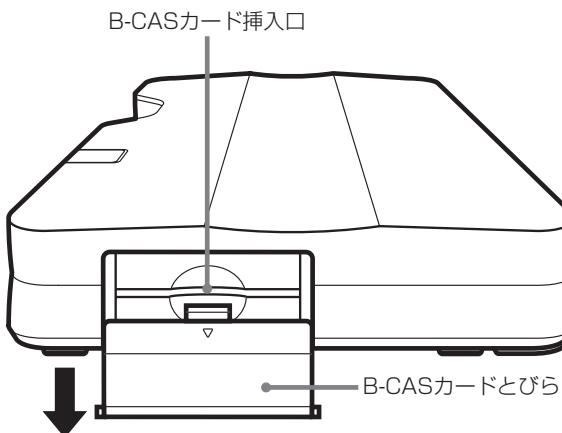
本体背面
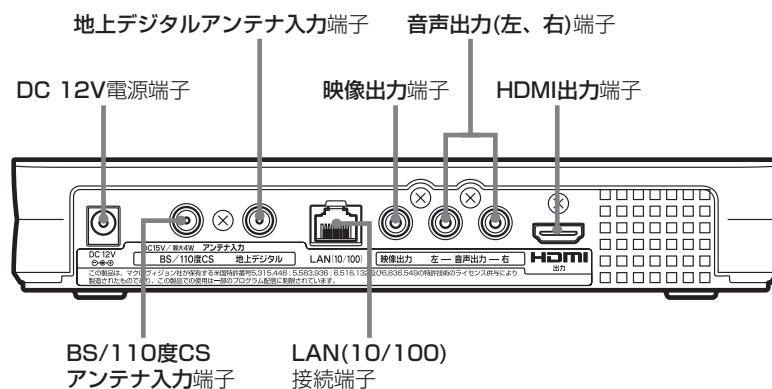
リモコン
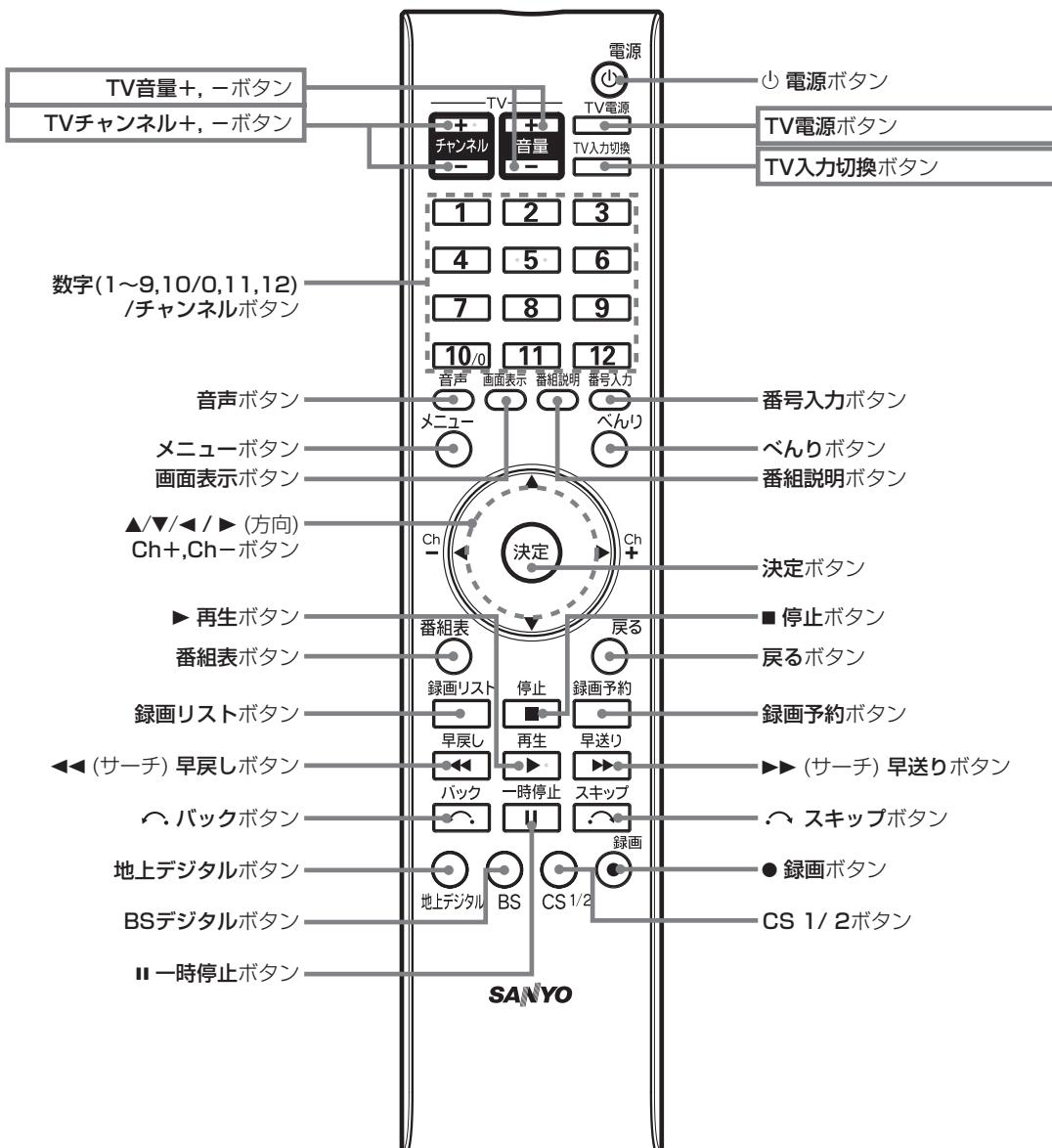
TVチャンネル+,−ボタン、TV電源ボタン、TV入力切換ボタン、TV音量+,−ボタン
● これらのボタンは、お手持ちのテレビにあわせてメーカー番号を設定すると、本機のリモコンでテレビ操作ができるようになります。 P31

デジタル放送の受信について

デジタル放送の受信イメージ

本機は、地上･BS･110度CSデジタルチューナーを搭載しています。BSデジタル放送、110度CSデジタル放送はもちろん、受信可能エリアが順次拡大されている、地上デジタル放送を受信できます。

● デジタル放送を受信するには、本機にB-CASカードを挿入 P16 したあと、本機をアンテナと接続してください。P18
また、受信チャンネルを設定するには、最初に「居住地域」と「初期スキャン」の操作が必要です。詳しくは、「かんたん設定で設置設定する」P33、「地上デジタル放送のチャンネルを設定する」P38 をご覧ください。
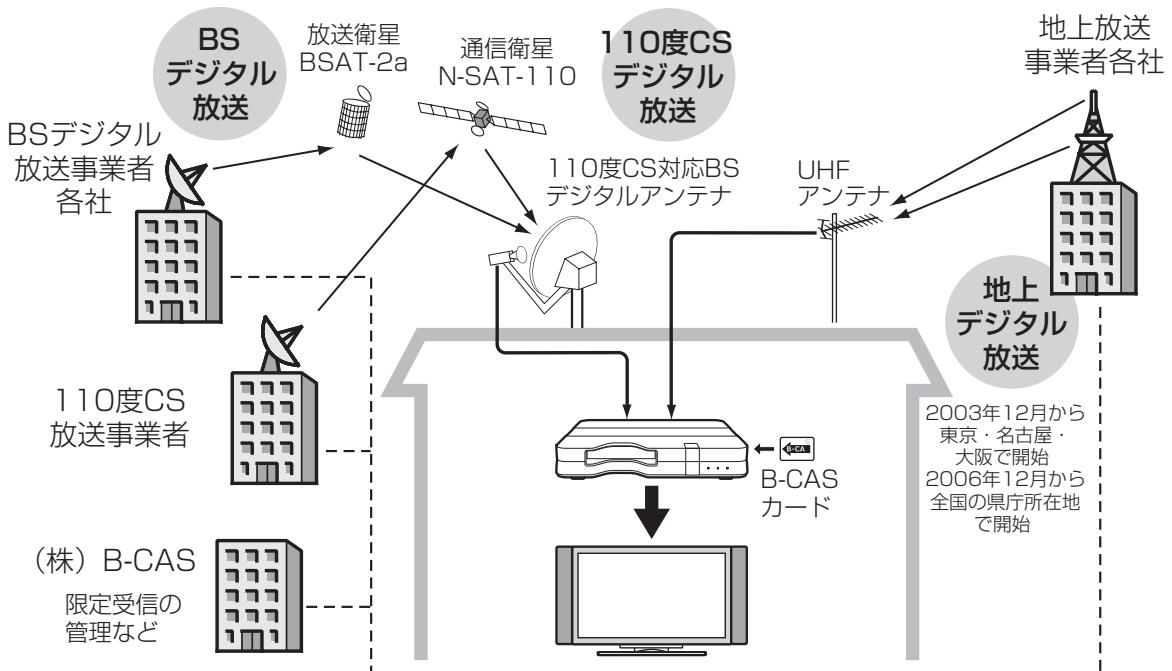
各デジタル放送の特長について

■ BSデジタル放送

東経110度に位置する放送衛星（BS）を使ったデジタル放送です。デジタルハイビジョンの放送が中心であり、無料放送が多いのも特長です。（一部有料放送もあります。）視聴契約や登録が必要な場合は放送事業者ごとに申し込みが必要です。110度CS対応BSデジタルアンテナを使用して放送を受信することができます。

■ 110度CSデジタル放送

BSデジタル放送の衛星と同じ東経110度に打ち上げられた通信衛星（CS）、N-SAT-110を利用しておこなわれるデジタル放送です。衛星の位置や電波の偏波方式がBSデジタル放送と同じことから、110度CS対応BSデジタルアンテナ1本でBSデジタル放送と110度CSデジタル放送両方の受信が可能です。無料のチャンネルもありますが、映画･スポーツ･エンターテイメントなど希望のチャンネルを選んで契約する有料放送が多いのが特長です。

■ 地上デジタル放送

地上デジタル放送は、国の方針である地上放送のデジタル化に沿って推進されています。地上デジタル放送は、現在の地上アナログ放送ですでに使用しているUHF帯の電波を使って放送されますので、デジタル放送のチャンネルに対応したUHFアンテナを使用することにより、受信することができます。
地上アナログ放送に比べてゴーストなどの影響を受けにくいのも特長です。(有料放送はありません。)

ちょっとこれを！

- 110度CSデジタル放送は、**従来のCSデジタル放送のスカイパーフェクTV!(スカパー!)(東経128度、124度のJCSAT-3、JCSAT-4を利用)とは異なる放送です。**従来のスカイパーフェクTV!(スカパー!)放送を受信するには、専用デジタルチューナーが必要です。**本機では受信できません。**
- 本機は110度CSデジタル放送の蓄積型データサービスには対応していません。
- 本機は地上デジタル放送の移動受信や携帯受信、地上デジタル音声放送には対応していません。

デジタル放送はB-CASカードが必要です

B-CASカードを挿入しないとデジタル放送が映りません。B-CASカードを本機に挿入してご使用ください。 P16

■ コピー制御信号について

2004年4月から、BS/地上デジタル放送は、放送番組の著作権保護のため、原則として「1回だけ録画可能(コピーワンス)」のコピー制御信号を加えて放送されます。また、2008年7月からは、「ダビング10(9回のコピーと1回のムーブ)」での運用が開始されました。

■ 録画について

デジタル放送には原則として「ダビング10(9回のコピーと1回のムーブ)」または「1回だけ録画可能(コピーワンス)」のコピー制御信号が加えられます。本機を使ってこの信号とともに録画された番組は、他のデジタル録画機器でのコピーが制限されます。
本機で「ダビング10(9回のコピーと1回のムーブ)」の番組を録画した場合は、「1回だけ録画可能(コピーワンス)」の番組と同様の扱いとなります。

デジタル放送の操作について

デジタル放送には高画質・高音質の特長に加え、電子番組表(EPG)など「使うテレビ」としての機能や、緊急放送、臨時放送、字幕サービスなどきめ細かい放送サービスに対応した機能が用意されています。デジタル放送の規格は、これらの機能を共用の受信機で受信することを想定してまとめられていますので、BS、110度CS、地上の各デジタル放送の各機能は、ほぼ同じ方法で操作できるようになっています。

デジタル放送をご覧いただく前に

■ 本機の受信周波数帯域に相当する周波数を用いた機器とは離してご使用ください

本機の受信周波数帯域(470MHz〜2072MHz)に相当する周波数を用いた携帯電話などの機器を、本機やアンテナケーブルの途中に接続している機器に近づけると、その影響で映像・音声などに不具合が生じる場合があります。それらの機器とは離してご使用ください。また、アンテナの接続時にアンテナケーブルや分配器、分波器などの機器を使用する場合は、共聴用のものをご使用ください。

■ 本機の電源プラグは常時コンセントに接続しておいてください

長期間留守にされる場合や本機に異常が発生したとき以外は、本機の電源アダプターの電源プラグをコンセントから抜いたままにしないでください。本機は電源オフ(スタンバイ/機能待機、**電源**ランプ:赤色点灯)状態でも、自動的にデジタル放送の情報を受信する場合があります。

B-CASカードでデジタル放送を受信する

B-CASカードを挿入しないとデジタル放送が映りません。

デジタル放送の受信機には、1台に1枚ずつ、ID(識別)番号の異なるB-CASカードが付属しています。B-CASカードはお買い上げ後、本機に挿入してご使用ください。

ご注意

- ご使用の前に台紙に記載されているB-CASカード使用許諾契約約款をよくお読みください。
- B-CASカードはデジタル放送の受信に必要です。紛失しないようご注意ください。再発行には手数料が必要です。またカードの台紙も捨てたり紛失したりしないようにご注意ください。

B-CASカードを差し込む（デジタル放送を受信するために差し込んでおく）

本機に付属しているB-CASカードは、**本機の電源アダプターの電源プラグを電源コンセントに接続しない状態**で、次の手順にしたがってB-CASカード挿入口に挿入してください。

1. **本体側面のB-CASカードとびらを開ける**
   とびらの「▽」表示部を押しながら下方向へスライドさせて、とびらを開けます。
2. **B-CASカードを図の向きに奥までしっかりと差し込む**
   絵柄表示面を上にしてB-CASカードの矢印を挿入口に合わせて、挿入が止まるまでゆっくりと差し込みます。
3. **本体側面のB-CASカードとびらを閉める**

ご注意

- 本体のB-CASカード挿入口にはB-CASカード以外のものを挿入しないでください。故障や破損の原因となります。
- 裏向きや逆方向から挿入しないでください。挿入方向を間違うとB-CASカードは機能しません。
- B-CASカードは、有料放送の課金や放送局からのメッセージの管理等のほか、著作権保護の為のコピー制御信号の解除にも利用されます。そのため、地上･BS･110度CSデジタル放送は、B-CASカードを挿入しないと映りません。
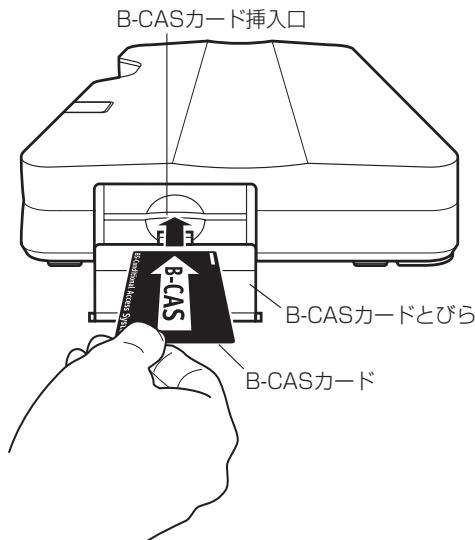
B-CASカードについて

本機に付属のB-CASカードには、1枚ごとに違う番号（B-CASカード番号）が付与されています。B-CASカード番号はお客様の有料放送契約内容などを管理するために使われている大切な番号です。（株）ビーエス･コンディショナルアクセスシステムズ カスタマーセンターへの問い合わせの際にも必要となりますので、ご確認のうえ手元に控えられることをおすすめします。
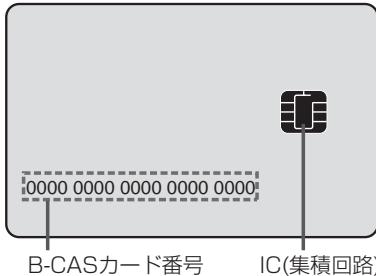
■ B-CASカード取り扱い上のご注意

- B-CASカードを折り曲げたり、変形させないでください。
- B-CASカードの上に重いものを置いたり踏みつけたりしないでください。
- B-CASカードに水をかけたり、ぬれた手でさわらないでください。
- B-CASカードのIC（集積回路）部には手をふれないでください。
- B-CASカードの分解加工はおこなわないでください。
- B-CASカードは前ページの手順をご覧のうえ、本機のB-CASカード挿入口に正しく挿入してください。B-CASカードを挿入しないと、デジタル放送を視聴することができません。
- ご使用中にB-CASカードの抜き差しはしないでください。デジタル放送が視聴できなくなる場合があります。
- 本機に同梱しているB-CASカードの所有権は、（株）ビーエス･コンディショナルアクセスシステムズにあります。無断で譲渡できません。
- **B-CASカードの保管には十分ご注意ください。第三者がお客さまのB-CASカードで有料番組を視聴したとき、料金はお客さまの口座に請求されることになります。**
- **破損･紛失などB-CASカードの再発行には手数料がかかります。**

■ B-CASカードを抜くとき

万一、抜く必要があるときは、**電源**ボタンを押して電源を切り、本機の電源アダプターの電源プラグを電源コンセントから抜いたあと、ゆっくりとB-CASカードを抜いてください。B-CASカードにはIC（集積回路）が組み込まれているため、**必要なとき以外は抜き差しをしないでください。**

ちょっとこれを！

コピー制御信号について

- BS/地上デジタル放送は、放送番組の著作権保護のため、原則として「ダビング10（9回のコピーと1回のムーブ）」のコピー制御信号を加えて放送されています。

B-CAS（ビーキャス）とは…

- （株）ビーエス･コンディショナルアクセスシステムズ（通称B-CAS、ビーキャス）は、BSデジタル放送の限定受信を管理するために放送局とメーカーが共同で設立した会社です。

■ 付属のB-CASカードについて

付属のB-CASカードについてご不明な点は、下記の（株）ビーエス･コンディショナルアクセスシステムズ カスタマーセンターへお問い合わせください。

（株）ビーエス･コンディショナルアクセスシステムズ
お問い合わせ先　カスタマーセンター
電話番号　0570-000-250
受付時間　10:00〜20:00（年中無休）

※ 電話番号はお間違えのないようお願いいたします。
※ 携帯電話、PHSなどの移動体通信機器および各種LCRや交換機の設定によってはかかりません。

- B-CASカードの台紙に記載されている「ビーキャス（B-CAS）カード使用許諾契約約款」は、よくお読みになった上、本機の取扱説明書や保証書と一緒に保管してください。
- 放送局などへのお問い合わせで、B-CASカード番号の告知が必要になる場合があります。下記の便利メモにお客さまのB-CASカード番号をひかえておくとお問い合わせのときに役立ちます。
- 有料放送の加入契約や放送サービスの内容についてご不明な点は、それぞれの放送事業者へお問い合わせください。

はじめに
接続
準備
基本設定
その他

便利メモ

B-CASカード番号控え					

アンテナを接続する

本機には、BS/110度CSデジタル･地上デジタル放送用のアンテナ入力端子が付いています。各放送をご覧になるには、それぞれの端子にアンテナを接続してください。

- アンテナ工事には、技術が必要ですので、販売店にご相談ください。
- アンテナは風雨にさらされるため、きれいな映像でお楽しみいただくためにも点検･交換することをおすすめします。
  特に、煤煙の多い所、潮風にさらされる所では、アンテナが早く傷みますので、映りが悪くなった場合は、販売店にご相談ください。
- テレビの内蔵チューナーでデジタル放送を楽しみたい場合は、分配器が必要です。詳しくは、販売店にご相談ください。
- **アンテナ接続後、テレビとの接続をおこなってください。** P26

■ 地上デジタル放送を受信するとき

地上デジタル放送の受信は、UHFアンテナを使用します。（VHFアンテナでは受信できません。）また、現在お使いのアンテナがUHFアンテナでも、調節や取替えが必要な場合もあります。詳しくは販売店にご相談ください。

■ BS･110度CSデジタル放送を受信するとき

市販の110度CS対応BSデジタルアンテナを使用します。また、ブースターや分配器などをご使用の場合は、2150MHzまたはそれ以上の周波数対応の伝送機器が必要です。詳しくは販売店にご相談ください。

接続時の注意

- 接続するときは、本機の電源を切り、電源アダプターの電源プラグをコンセントから抜いてからおこなってください。
- 本機の電源アダプターの電源プラグをコンセントにつないだり、コンセントから抜くときは、テレビや接続している機器の電源を切っておいてください。電源を入れたままにしておくと、スピーカーを傷める恐れがあります。

アンテナ接続ガイド

まず、UHFアンテナの線の準備をしてください。P19
それから、ご覧になりたい（受信する）放送に合わせて、アンテナを接続してください。

つづく
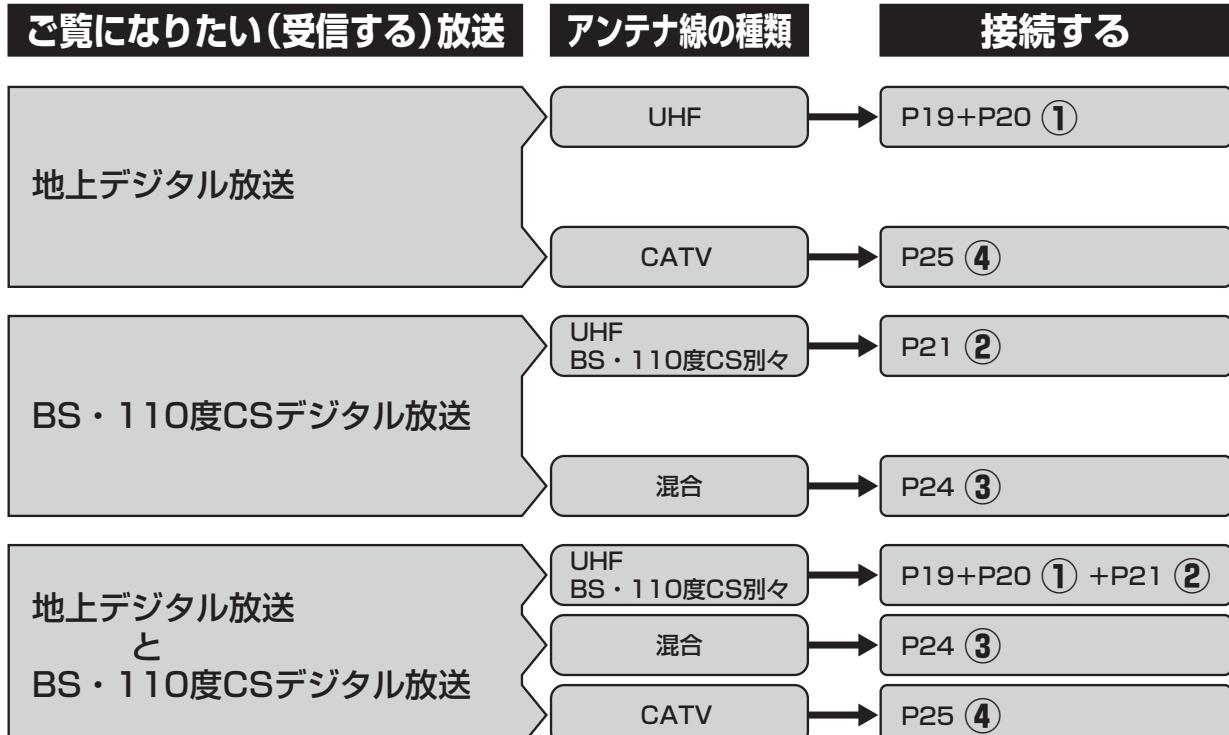
UHFアンテナ線の準備をする

テレビからアンテナ線を外して本機に接続する場合、外したアンテナ線が1本の場合と2本の場合で接続が異なります。

● アンテナ線の種類によっては、アンテナトランス(別売) P20 が必要です。アンテナ線を確認してください。

■ テレビから外したアンテナ線が1本(VHF・UHF混合アンテナ)の場合

接続に必要なおもな市販品
・ アンテナトランス
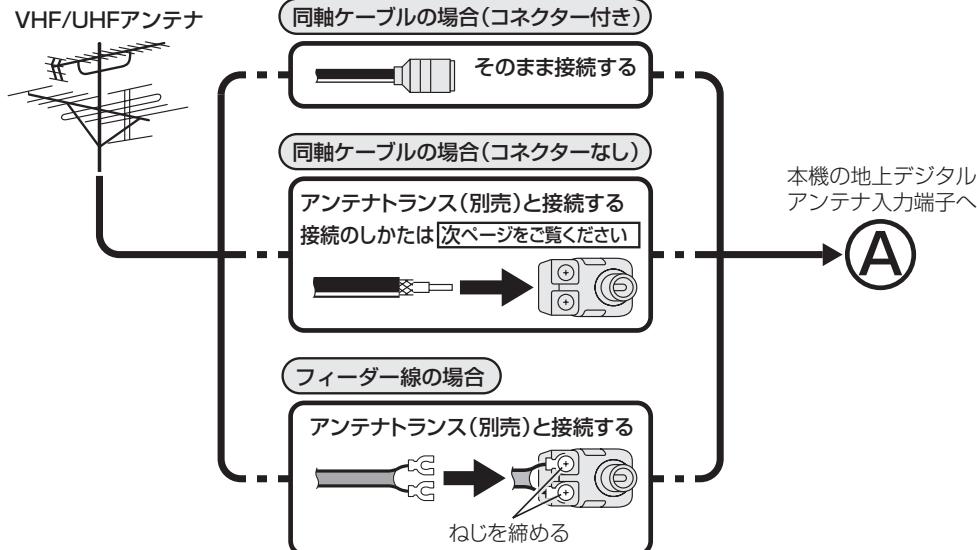
■ テレビから外したアンテナ線が2本(VHFアンテナとUHFアンテナが別々)の場合

UHFアンテナ線のみを接続します。

接続に必要なおもな市販品
・ アンテナトランス
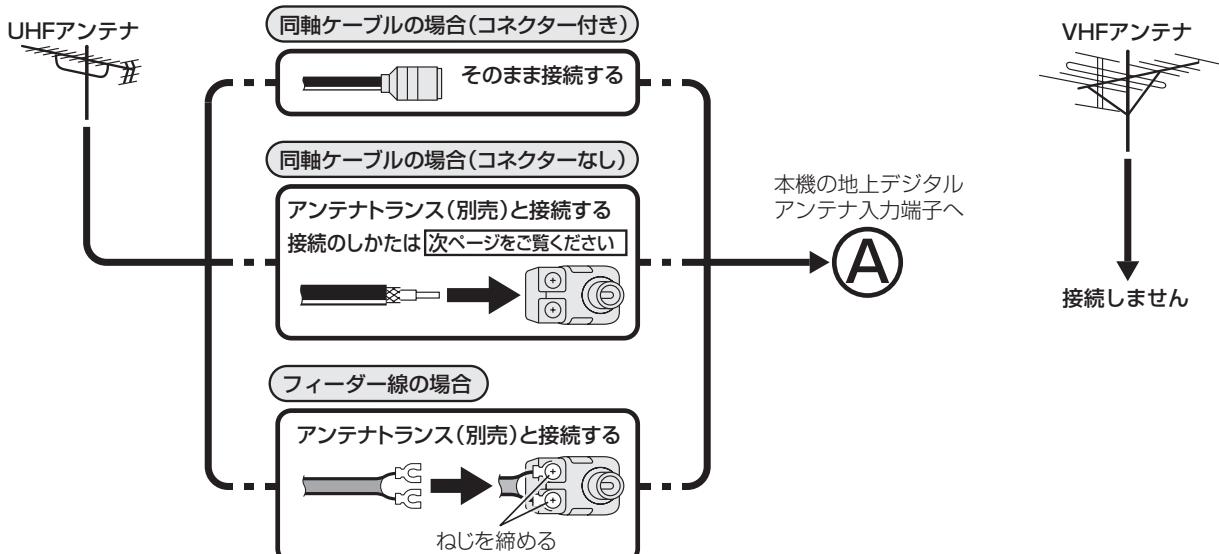
アンテナを接続する

■ アンテナトランス（別売）と同軸ケーブルのつなぎかた

お使いのアンテナトランスにより、イラストと形状が異なる場合があります。ご了承ください。
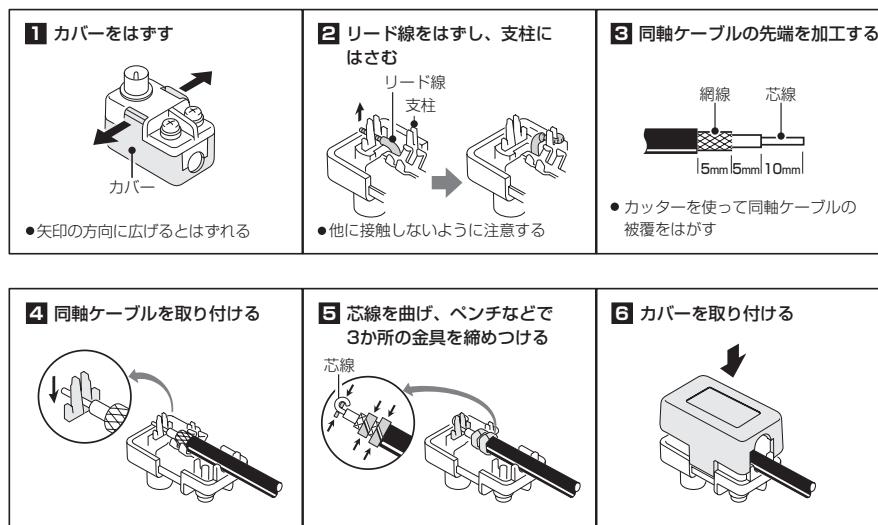
UHF（地上デジタル）アンテナを接続する

テレビからアンテナ線を外して本機に接続します。

テレビに地上デジタルチューナーが内蔵されている場合は次ページの接続方法をご覧ください。

つづく
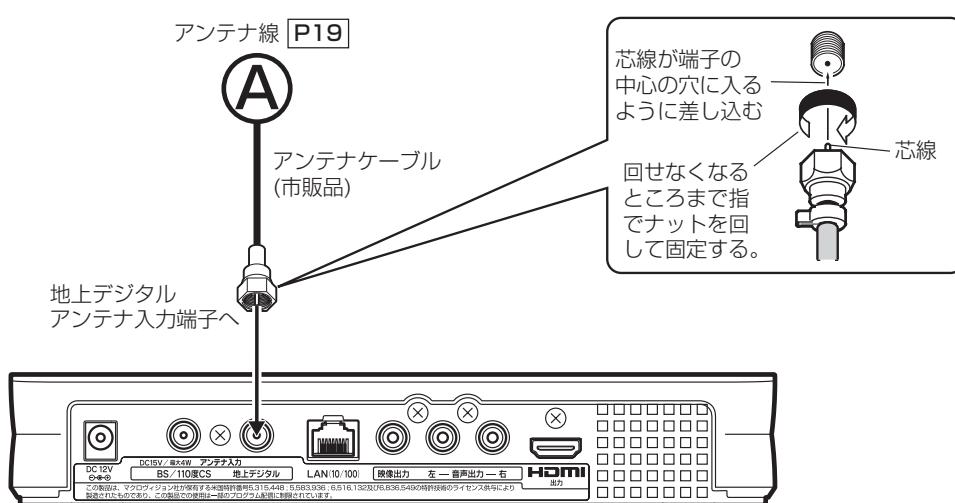
■ テレビに地上デジタルチューナーが内蔵されている場合

接続に必要なおもな市販品
・ 分配器(2分配)またはビデオブースター
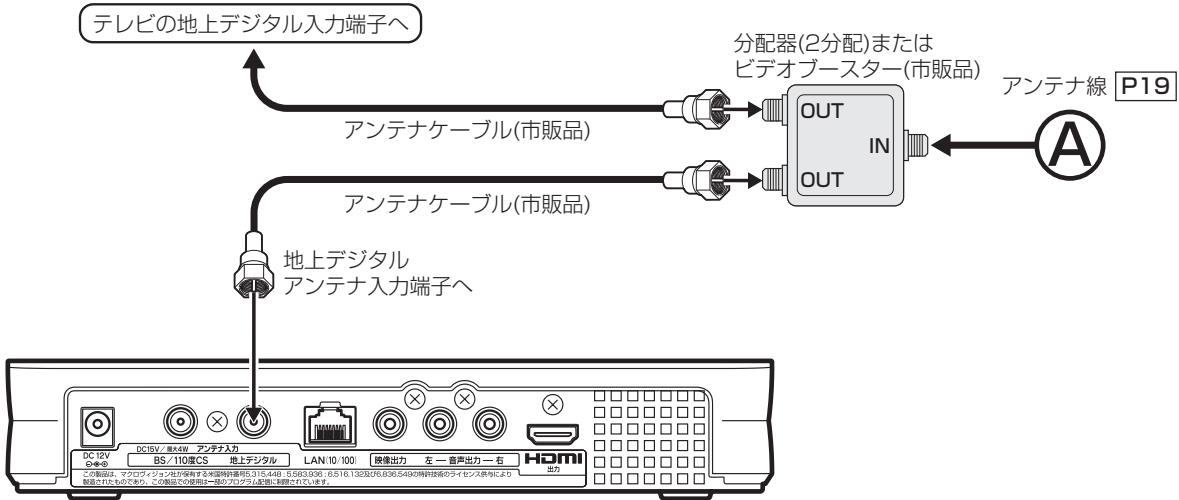
110度CS対応BSデジタルアンテナを接続する

BSデジタル放送と110度CSデジタル放送を受信するために、市販の110度CS対応BSデジタルアンテナを本機に接続します。
両方を良好な状態でご覧になるため、次の事項に注意してアンテナを接続してください。

- 接続後は設定メニューの「BS・CSコンバータ設定」を「BS・CS電源　入」に設定してください。 P45
  ただし、マンションなどでコンバータ電源を供給する必要がない場合は「BS・CS電源　切」に設定してください。工場出荷時は「切」に設定されています。
- アンテナの取扱説明書もよくお読みください。
- BS/110度CSアンテナ入力端子に地上デジタル用のアンテナ線を接続しないでください。故障の原因になります。
- BS/110度CSアンテナ入力端子のDC15Vがショートしますと、回路保護のためBS・CSコンバータ設定が自動的に「切」になります。ショートの原因を解決したあと、電源プラグをコンセントから抜き、再び差し込んでから、BS・CSコンバータ設定を再設定してください。地上デジタル用のアンテナプラグを差し込むとショートする場合がありますのでご注意ください。

■ 110度CS対応BSデジタルアンテナをお使いください

BSデジタル放送と110度CSデジタル放送の両方をご覧になるには、この2つの放送を1本のアンテナで受信できる110度CS対応BSデジタルアンテナ(「110度CS対応BSデジタルハイビジョンアンテナ」などメーカーによって呼び名が異なります)が必要です。アンテナを購入する際は「BSデジタル放送」に加え、「110度CSデジタル放送」にも対応していることを確認のうえお求めください。**110度CSデジタル放送対応でないアンテナでは110度CSデジタル放送はご覧になれません。**

■ ブースターや分配器を使用している場合

110度CS対応BSデジタルアンテナからの信号をブースターを使用して増幅したり、分配器で各部屋に分配する場合、**ブースターや分配器は110度CSデジタル放送の広帯域(上限周波数2150MHz)に対応したものをお使いください。対応していない場合は110度CSデジタル放送を受信できません。**
分配器は、本機の電源を切っていてもBS・110度CSデジタル放送をテレビで受信できるように、また、テレビの電源を切っていても本機でBS・110度CSデジタル放送を受信できるように、全端子電流通過型の分配器をお使いください。(マンションなど共同受信で、通電が不要な場合を除く)

アンテナを接続する

■ ケーブルや接栓はシールド機能の高いものを

アンテナの**ケーブルやケーブルを接続する接栓にはシールド機能が高く損失の少ないものをお使いください。**

● BS･110度CS放送用同軸ケーブル（2150MHzまで対応しているもの）：S-5C-FB以上

■ マンションなどの共同受信の場合

お住まいのマンションの受信設備でBSデジタル放送と110度CSデジタル放送を受信できるか、マンションの管理会社などにお問い合わせください。既存の設備で受信できない場合はベランダなどに110度CS対応BSデジタルアンテナを設置する必要があります。このとき、衛星の方向（南西）に障害物がある場合は受信できません。

■ こんなときは

● **これまでに使っていたBSアンテナは使用できますか？**
BSアンテナの性能や方向調整が充分な場合はBSデジタル放送を受信できます。ただし110度CSデジタル放送は受信できません。110度CSデジタル放送の受信には110度CS対応BSデジタルアンテナが必要です。

● **スカイパーフェクTV!のアンテナは使えますか？**
スカイパーフェクTV!のアンテナでは110度CSデジタル放送を受信できません。

テレビにBS･110度CSデジタルチューナーが内蔵されている場合は次ページの接続方法をご覧ください。
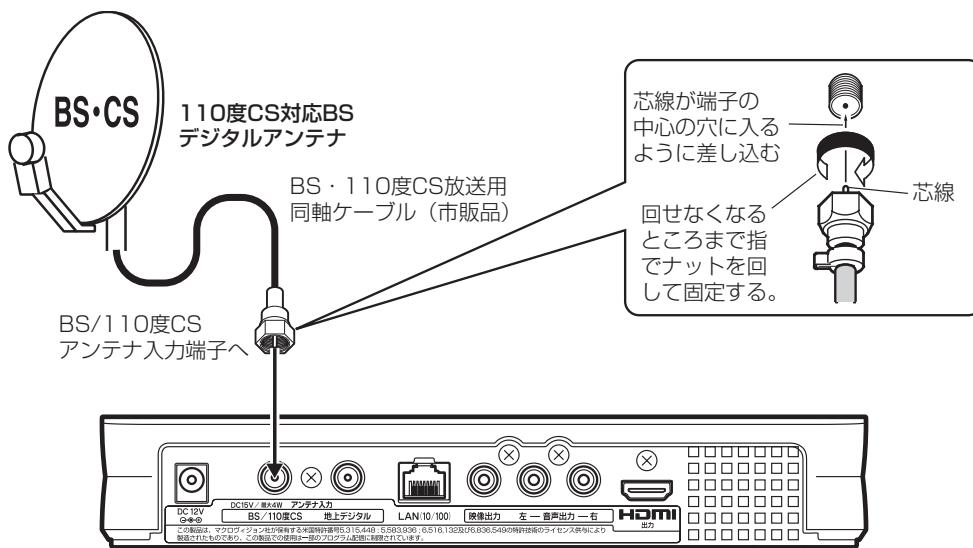
ちょっとこれを！

● 接続後は設定メニューの「BS･CSコンバータ設定」を「BS･CS電源　入」に設定してください。P45
ただし、マンションなどでコンバータ電源を供給する必要がない場合は「BS･CS電源　切」に設定してください。工場出荷時は「切」に設定されています。

☞つづく

■ テレビにBS・110度CSデジタルチューナーが内蔵されている場合

接続に必要なおもな市販品
・ 分配器(2分配・110度CSデジタル放送対応・全端子電流通過型)

110度CS対応BSデジタルアンテナ
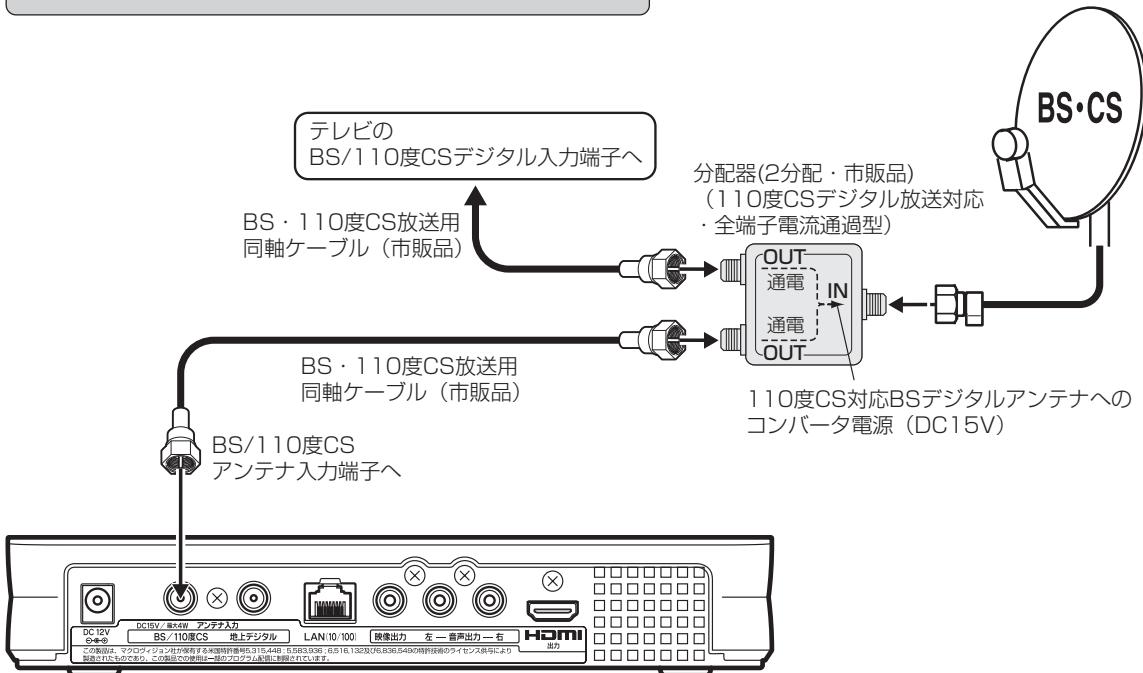
BS・CS

テレビの
BS/110度CSデジタル入力端子へ

分配器(2分配・市販品)
(110度CSデジタル放送対応
・全端子電流通過型)

BS・110度CS放送用
同軸ケーブル(市販品)

OUT
通電
IN
通電
OUT

BS・110度CS放送用
同軸ケーブル(市販品)

110度CS対応BSデジタルアンテナへの
コンバータ電源(DC15V)

BS/110度CS
アンテナ入力端子へ

ちょっとこれを!

● 接続後は設定メニューの「BS·CSコンバータ設定」を「BS·CS電源　入」に設定してください。P45
ただし、マンションなどでコンバータ電源を供給する必要がない場合は「BS·CS電源　切」に設定してください。工場出荷時は「切」に設定されています。

UHF（地上デジタル）とBS・110度CSが混合のとき

お部屋に引き込まれているアンテナがVHF/UHFとBS・110度CSの混合のときは、市販の分波器を使って下図のように接続できます。

- 110度CSデジタル放送を受信するには、110度CSデジタル放送の受信に対応した110度CS対応BSデジタルアンテナの設置が必要です。また、110度CS対応BSデジタルアンテナから本機のBS/110度CSアンテナ入力端子へいたる経路（混合器、分配器、分波器、ブースター、ケーブル、コネクタなど）が、110度CSデジタル放送の広帯域に対応していない場合やシールド性能などが十分でない場合は受信できません。P21
- 間違ってBS/110度CSアンテナ入力端子と他のアンテナ端子を接続しないようにご注意ください。故障の原因になります。

接続に必要なおもな市販品
・分波器（BS・CS/VHF・UHF）

テレビにBS・110度CSデジタルチューナーが内蔵されている場合は、「テレビにBS・110度CSデジタルチューナーが内蔵されている場合」P23 を参考に市販の分配器（2分配・110度CSデジタル放送対応）を使用して、接続をおこなってください。

テレビに地上デジタルチューナーが内蔵されている場合は、「テレビに地上デジタルチューナーが内蔵されている場合」P21 を参考に市販のアンテナ分配器（2分配）またはビデオブースターを使用して、接続をおこなってください。

110度CS対応BS
デジタルアンテナ
VHF/UHFアンテナ
BS・CS
分波器
（BS・CS/VHF・UHF）
（市販品）
BS・110度CS放送用
同軸ケーブル（市販品）
BS・CS
VHF・UHF
混合
アンテナケーブル(市販品)
BS/110度CS
アンテナ入力
端子へ
地上デジタル
アンテナ入力端子へ

芯線が端子の
中心の穴に入る
ように差し込む
芯線
回せなくなる
ところまで指
でナットを回
して固定する。

CATVと接続する
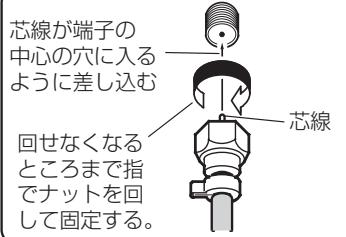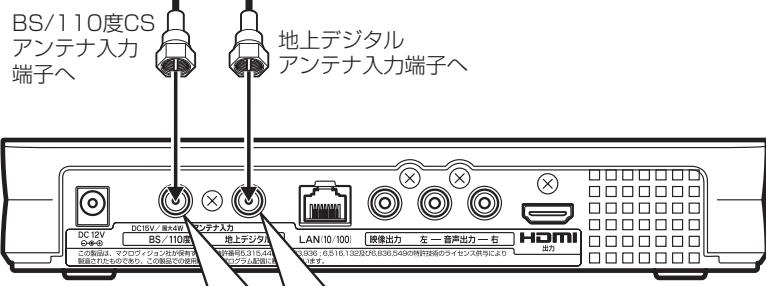
ちょっとこれを！

● **CATVケーブルと接続するときの地上デジタル放送受信について**

CATVには、以下のような地上デジタル放送の伝送方式があります。詳しくは、CATV会社にお問い合わせください。

トランスモジュレーション方式.......... UHF帯の地上デジタル放送をケーブルテレビ局の電波に変換して伝送します。本機の地上デジタルアンテナ入力端子に接続しても地上デジタル放送を受信できません。

同一周波数パススルー方式.............. UHF帯の地上デジタル放送を変換しないでそのまま伝送します。本機の地上デジタルアンテナ入力端子に接続して地上デジタル放送を受信することができます。

周波数変換パススルー方式.............. UHF帯の地上デジタル放送をCATVで伝送可能な別の周波数に変換して伝送します。本機の地上デジタルアンテナ入力端子に接続して地上デジタル放送を受信することができます。

テレビと接続する

● テレビとの接続が完了したら、かんたん設定からテレビの画面サイズ設定(「ワイドTV接続」、「映像出力」)をあわせてください。 P33

接続時の注意

- 他の機器を接続するときは、本機および接続機器の電源を切り、電源アダプターの電源プラグをコンセントから抜いてからおこなってください。
- 本機とテレビは直接接続してください。たとえば、本機からの映像をビデオデッキを通してテレビでご覧になると、コピー防止の働きにより画像が乱れることがあります。
- 本機はテレビ付属のビデオコントローラーには対応していません。
- 本機の電源アダプターの電源プラグをコンセントにつないだり、コンセントから抜くときは、テレビや接続している機器の電源を切っておいてください。電源を入れたままにしておくと、スピーカーを傷める恐れがあります。

最もきれいな映像でご覧になるには

■ HDMI入力端子のあるテレビと接続する

本機のHDMI出力端子の信号に対応した入力端子を持つテレビやプロジェクターに接続することにより高画質の映像を楽しむことができます。HDMI端子はデジタル映像/音声を1本のコードで接続でき、高画質な映像とデジタル音声が楽しめます。

❶ 市販のHDMI接続コードで本機のHDMI出力端子とテレビのHDMI入力端子を接続する。
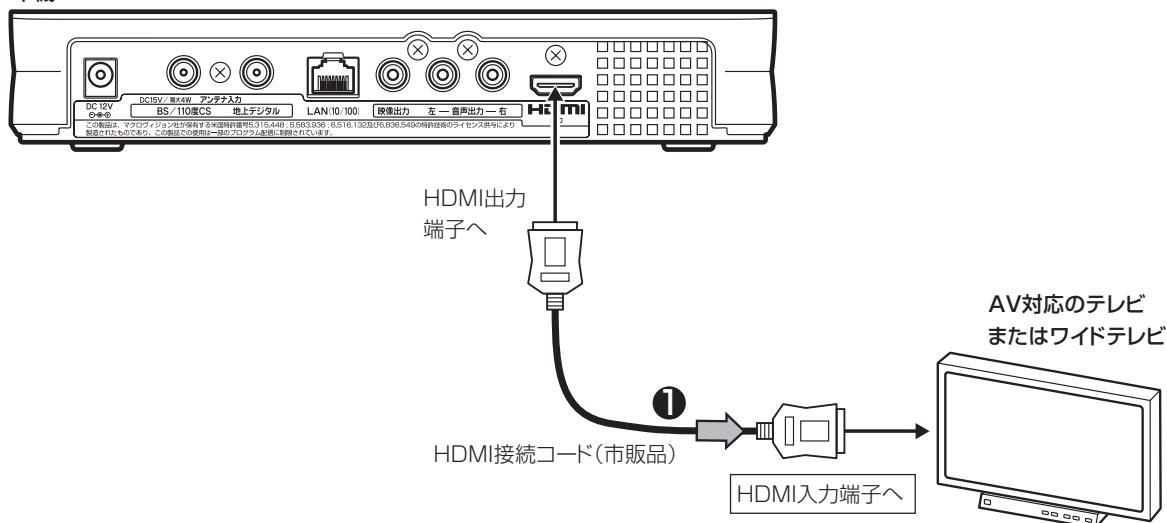
ちょっとこれを!

- HDMI接続コードには、HDMI のロゴマークがついているコードをご使用ください。
- 本機のHDMI出力端子から変換コードなどを使ってテレビやモニターのDVI端子に接続した場合、映像を出力することはできません。

きれいな映像でご覧になるには

■ 映像入力端子のあるテレビと接続する

付属の映像･音声接続コードを使う場合の接続方法です。

❶ 付属の映像･音声接続コードで本機の映像出力端子、音声出力(左/右)端子とテレビの映像入力端子、音声入力端子を接続する。
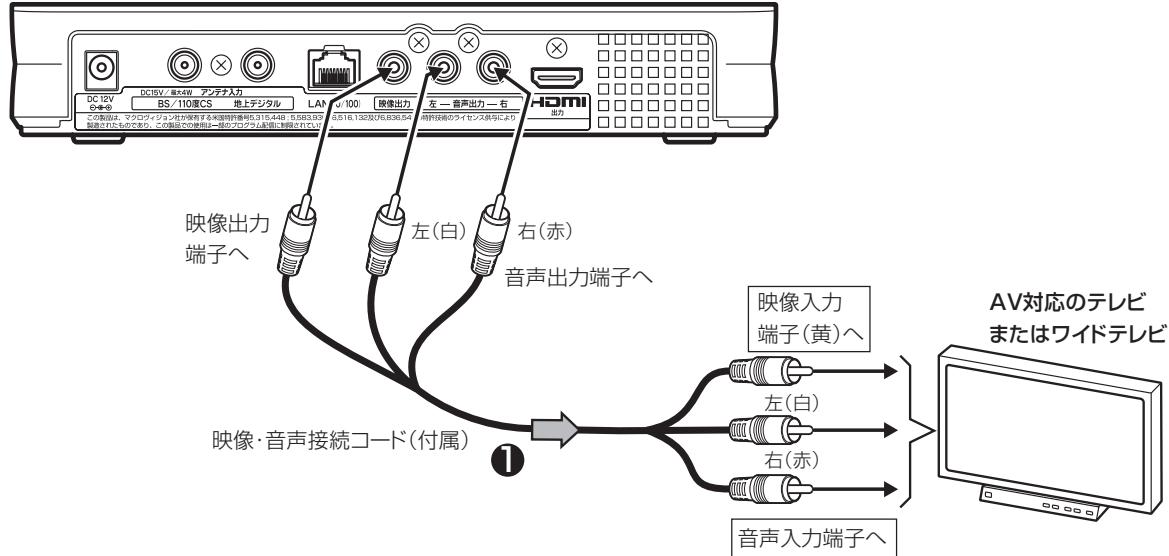
他のビデオなどと接続する

外部機器と本機を接続すると、外部機器との間で音声や映像をダビングできます。

接続時の注意

- 他の機器を接続するときは、本機および接続機器の電源を切り、電源アダプターの電源プラグをコンセントから抜いてからおこなってください。
- 本機とテレビは直接接続してください。たとえば、本機からの映像をビデオデッキを通してテレビでご覧になると、コピー防止の働きにより画像が乱れることがあります。
- 接続する機器側の端子名や設定は機器によって異なります。また、外部機器側での設定が必要な場合があります。詳しくは、接続する機器の説明書もよくお読みください。
- 本機の電源アダプターの電源プラグをコンセントにつないだり、コンセントから抜くときは、テレビや接続している機器の電源を切っておいてください。電源を入れたままにしておくと、スピーカーを傷める恐れがあります。

ビデオデッキなどとアナログ接続する
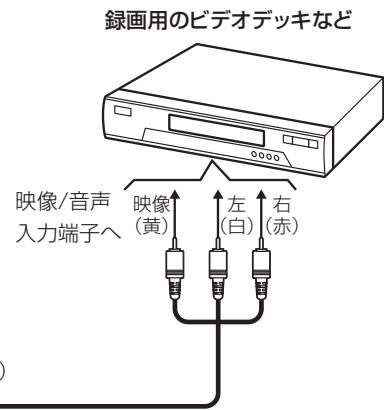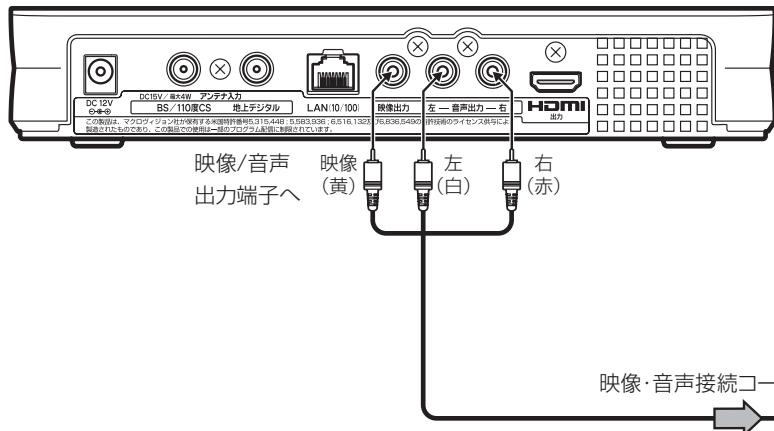
ちょっとこれを!

- 画面表示(バナー表示「2.操作編」- P10 など)が表示されているときは、そのまま録画します。

縦置きスタンドを使う

付属の縦置きスタンドを使うことで、本機を立てた状態で設置することができます。

ご注意

- 本機を立てた状態で使用するときは、必ず縦置きスタンドを取り付けてください。取り付けない状態で設置すると、倒れたり、落下して、故障の原因となることがあります。

1 本体のiVDR挿入口が上になるように、本機を縦置きスタンドに差し込む
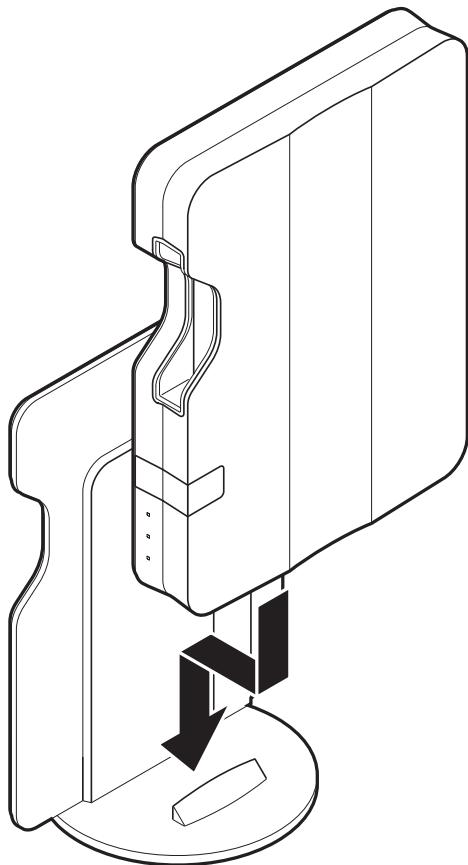
2 縦置きスタンドのネジを留めて本機を縦置きスタンドに固定する
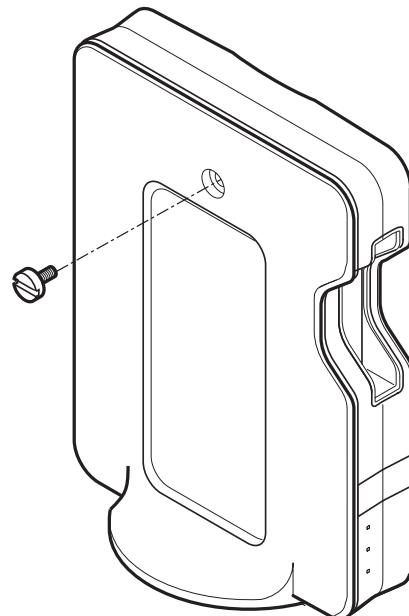
リモコンについて

リモコン用乾電池の入れかた

1 電池ぶたを矢印の方向に押しながら開けます。
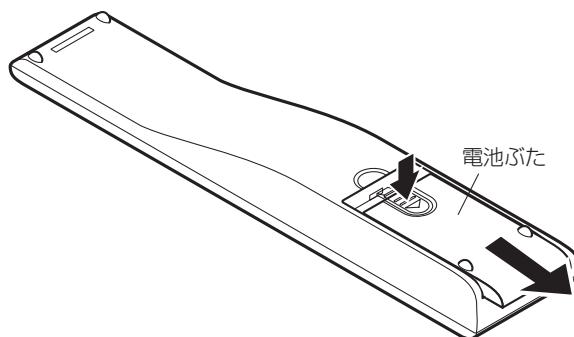
2 単4形乾電池2本を、極性⊕⊖を正しく入れて、ふたを閉めます。
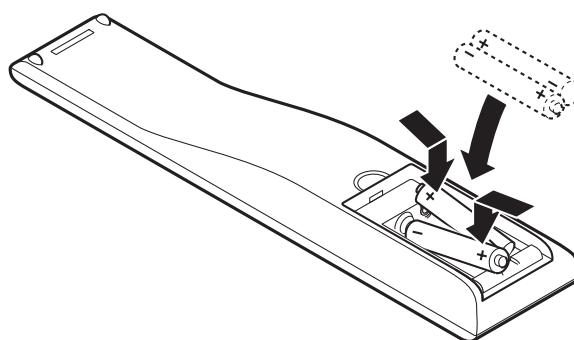
乾電池の交換について

- リモコン操作をしても動作しにくくなった場合は、2本同時に同種類の乾電池と交換してください。
- 不要となった乾電池を廃棄する場合は、各地方自治体の指示（条例）にしたがって処理してください。

リモコンの使える範囲

本体のリモコン受光部から約5メートル以内（左右30度ずつの角度）の範囲で操作できます。
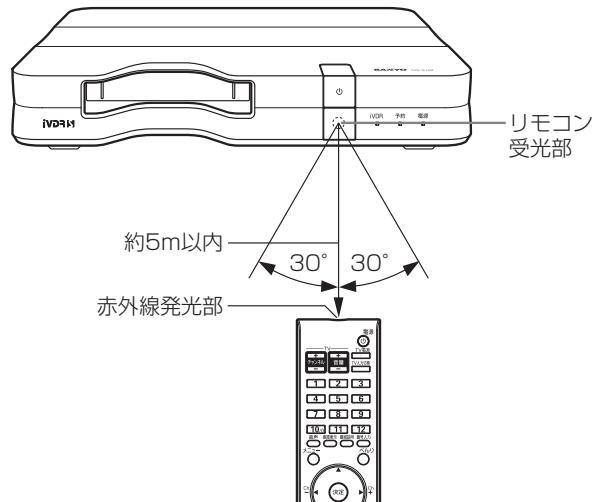
- リモコン受光部とリモコンとの間に障害物があると、操作できないことがあります。
- 直射日光下やインバーター蛍光灯の近くでは、強い光が当たると正常に動作しないことがあります。
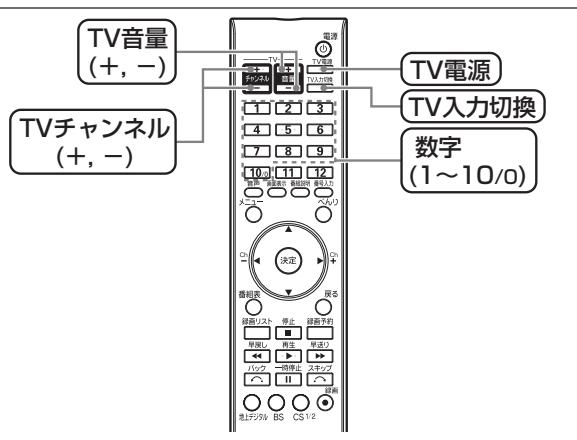
付属のリモコンでテレビを操作する

お手持ちのテレビのメーカー番号を設定すると、本機に付属のリモコンでテレビを操作することができます。
ただし、メーカー番号が記載されていない場合や記載されたメーカー内でも一部機種で操作できない場合があります。

1 下記の割り当て表で設定したいメーカーの数字ボタンを確認する

メーカー名と割り当てボタン

メーカー	ボタン	メーカー	ボタン
三洋 (1)	1 1	アイワ (2)	3 7
三洋 (2)	1 2	アイワ (3)	3 8
三洋 (3)	1 3	サムスン (1)	3 9
パナソニック (1)	1 4	サムスン (2)	4 10/0
パナソニック (2)	1 5	サムスン (3)	4 1
シャープ (1)	1 6	サムスン (4)	4 2
シャープ (2)	1 7	サムスン (5)	4 3
シャープ (3)	1 8	フナイ (1)	4 4
三菱 (1)	1 9	フナイ (2)	4 5
三菱 (2)	2 10/0	フナイ (3)	4 6
東芝 (1)	2 1	フナイ (4)	4 7
東芝 (2)	2 2	フナイ (5)	4 8
東芝 (3)	2 3	フナイ (6)	4 9
ビクター (1)	2 4	オリオン (1)	5 10/0
ビクター (2)	2 5	オリオン (2)	5 1
ビクター (3)	2 6	LG (1)	5 2
日立	2 7	LG (2)	5 3
ソニー (1)	2 8	LG (3)	5 4
ソニー (2)	2 9	LG (4)	5 5
NEC (1)	3 10/0	LG (5)	5 6
NEC (2)	3 1	LG (6)	5 7
富士通ゼネラル (1)	3 2	LG (7)	5 8
富士通ゼネラル (2)	3 3	フィリップス (1)	5 9
富士通ゼネラル (3)	3 4	フィリップス (2)	6 10/0
パイオニア	3 5	フィリップス (3)	6 1
アイワ (1)	3 6		

2 TV電源ボタンを押したまま、2桁の割り当て(数字)ボタンを順に押す

3 割り当て(数字)ボタン、TV電源ボタンの順に指を離す

メーカーコードが設定されます。

4 ご使用になるテレビに向けて、テレビ操作ボタンを押し、テレビの動作を確認する

テレビ操作ボタンについて

リモコンの以下のボタンでテレビの操作をおこなうことができます。

TV電源	：テレビの電源を入/切する
TV入力切換	：テレビの入力を切り換える
TV 音量+,−	：テレビの音量を調整する
TV チャンネル+,−	：テレビの受信チャンネルを選ぶ

ちょっとこれを！

- 三洋製テレビをご使用の場合、まず「三洋(1)」でお試しください。動作しないときは、「三洋(2)」または「三洋(3)」で設定してください。(お買い上げの際は、三洋(1)のテレビが操作できるように設定しています。)
- 一部の三洋製デジタルチューナー内蔵テレビにおいては、**TV入力切換**ボタンでデジタル放送を選択できない場合があります。
- リモコンの乾電池を交換したときは、再度設定してください。
- 表記以外のメーカー製のテレビや、リモコン操作のできないテレビではご使用できません。
また、表記のメーカー製でも、リモコン操作できないテレビもあります。
- テレビの種類により、テレビ操作ボタンの動作が異なったり、操作ができない場合があります。詳しくは、ご使用になるテレビの取扱説明書をお読みください。

電源について

電源アダプターの接続

ご注意

- **指定の電源電圧（100V）でご使用ください。表示された電源電圧以外で使用すると、火災・感電の原因となります。**
- **電源アダプターおよび電源コードは付属品以外を使用しないでください。火災・感電の原因となります。**
- 電源アダプターの電源プラグを抜くときは、本機の電源を切って、電源ランプが赤色に点灯（スタンバイ状態）していることを確認してからおこなってください。電源を切らないと、iVDRに記録したデータを損なったり、また故障の原因となります。
- 旅行などで長期間、本機をご使用にならないときは、安全のため必ず電源アダプターの電源プラグをコンセントから抜いてください。

1 電源アダプターのDCプラグ側を本体背面にあるDC 12V電源端子に差し込む
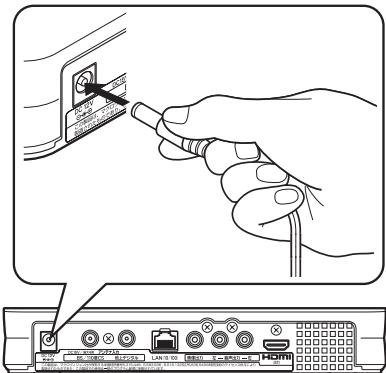
2 電源アダプターに電源コードを差し込んだ後、電源コードの電源プラグをコンセントに差し込む
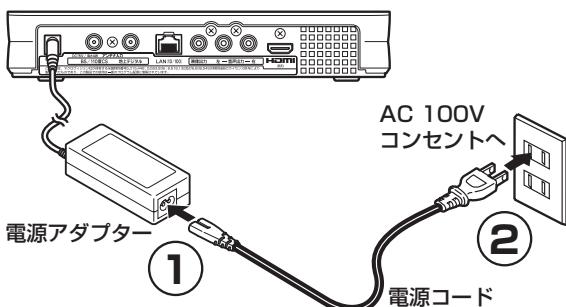
電源接続後、約1分※お待ちください。

- 本体に電源アダプターを接続すると、システムが起動してスタンバイ状態に移行するまで、しばらく時間がかかります（このとき画面には何も表示されません）。
- **電源**ランプが緑色⇒赤色⇒緑色の順に点灯し、約1分後※赤色に点灯してスタンバイ状態になります。**電源**ランプが赤色に点灯するまでお待ちください。
- その後、本体の ⏻（電源）ボタンまたはリモコンの ⏻ **電源**ボタンを押して電源を入れてください。

※ 場合により2〜3分かかることがあります。

電源を入/切する

本体の ⏻（電源）ボタンまたはリモコンの ⏻ 電源ボタンを押す
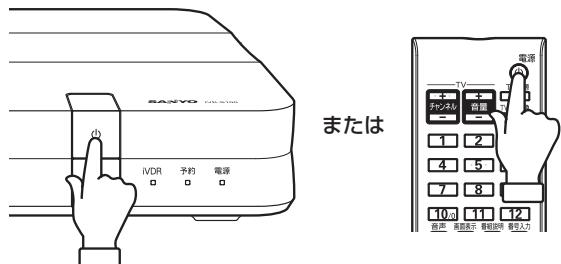
本体の**電源**ランプが緑色に点灯し、電源が入ります。

ご注意

- **「工場出荷設定」（「2.操作編」- P68、69 ）を実施した場合など、本体の電源ランプが消えているときは、リモコンでは電源が入りません。本体の ⏻（電源）ボタンを押してください。**
- 本体の**電源**ランプが赤色に点灯しているときに、リモコンの ⏻ **電源**ボタンを押すと電源が入ります。

もう一度押すと電源が切れる

電源ランプが赤色に点灯し、スタンバイ状態になります。通常はこのスタンバイ状態にしておくことをおすすめします。

無操作オフ機能について

- 電源が入った停止状態で、約3時間放置しておくと、自動的に電源が切れスタンバイ状態になります（無操作オフ機能を「無操作オフする」に設定時）
  工場出荷時の設定は「無操作オフする」ですが、「無操作オフしない」に設定することもできます。（「2.操作編」- P62 ）

ちょっとこれを！

- 電源アダプターの電源プラグを最初にコンセントに差し込んだときは、**電源**ランプが赤色に点灯し、スタンバイ状態になります。

かんたん設定で設置設定する

つづく

お買い上げの後、初めて電源を入れたときは、自動的に「かんたん設定」の画面が表示されて、ガイドにしたがって操作していくと設置設定ができるようになっています。

● かんたん設定の内容は、設定メニュー機能から個別に設定し直すこともできます。P36～41
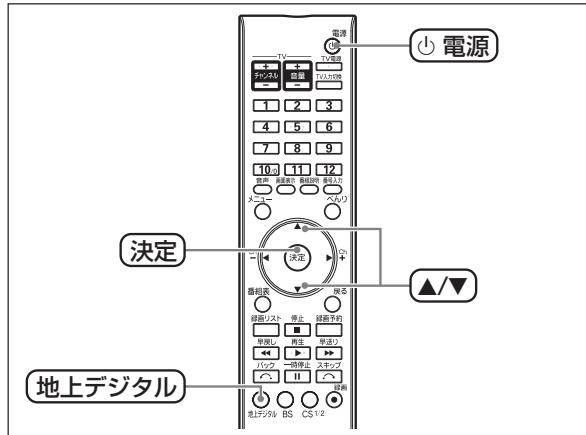
かんたん設定する

「かんたん設定」は、地上デジタル放送の視聴に必要な基本的な設定をおこなうための機能です。

準備

● テレビの電源を入れて、テレビの入力を本機が接続されているビデオ入力に切り換えます。

■ 接続するテレビ画面サイズを設定する

1 本機の電源を入れる

かんたん設定の画面が表示されます。

● かんたん設定画面が表示されない場合は、**地上デジタル**ボタンを押して、地上デジタル放送の受信状態にします。
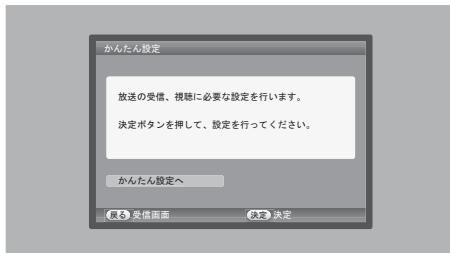
2 かんたん設定画面表示中に決定ボタンを押す

接続TV設定の画面が表示され、メニュー項目が選択されます。
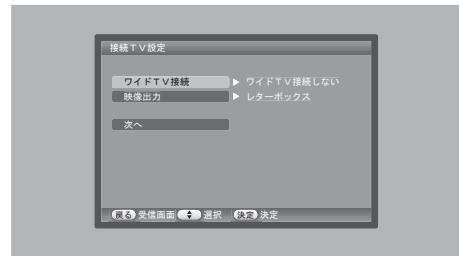
3 「ワイドTV接続」が選ばれているのを確認して、決定ボタンを押す

ワイドTV接続の設定項目が選択されます。

● 現在の設定がチェックされています。
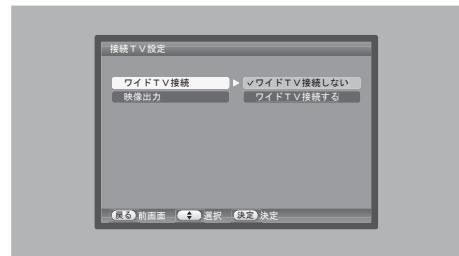
4 ▲/▼ ボタンを押して「ワイドTV接続しない」または「ワイドTV接続する」を選び、決定ボタンを押す

ワイドTV接続する:

ワイドテレビ(16:9)に接続したときに選択してください。ワイド画像(16:9)の放送を受信したとき、フル画像で表示します。

● 接続TV設定の画面に戻り、画面の「映像出力」が暗く表示され、選択できなくなります。接続TVの設定は終了です。操作**7**へ進みます。

ワイドTV接続しない:

通常のテレビ(4:3)に接続したときに選択してください。

● 接続TV設定の画面に戻ります。操作**5**へ進み、映像出力の設定をおこないます。
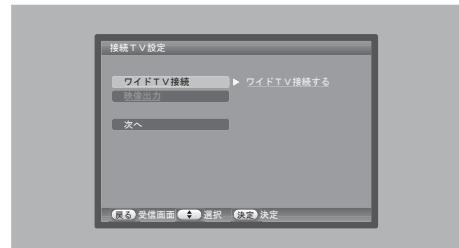
はじめに
接続
準備
基本設定
その他

かんたん設定で設置設定する
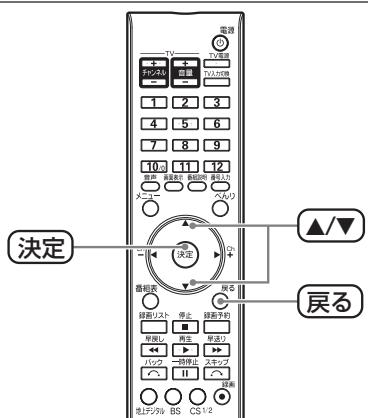
5 ▲/▼ ボタンを押して「映像出力」を選び、決定ボタンを押す
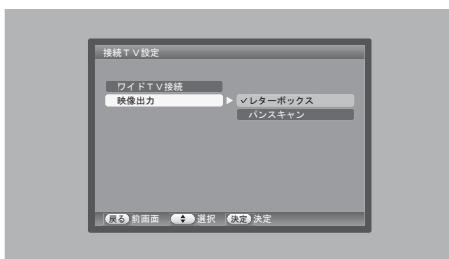
映像出力の設定項目が選択されます。

● 現在の設定がチェックされています。

6 ▲/▼ ボタンを押して「レターボックス」または「パンスキャン」を選び、決定ボタンを押す

接続TV設定の画面に戻ります。

レターボックス(4:3LB):

ワイド画像(16:9)の放送を受信したとき、レターボックス(上下に黒い帯のある画面)で表示します。

パンスキャン(4:3PS):

ワイド画像(16:9)の放送を受信したとき、ワイド画像の一部をカットして表示します。
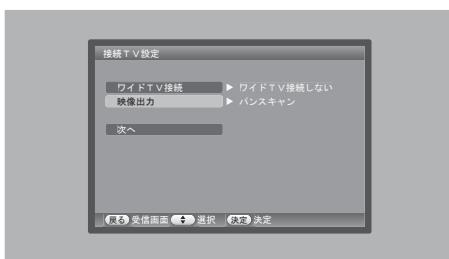
7 ▲/▼ ボタンを押して「次へ」を選び、決定ボタンを押す

居住地域設定の画面が表示され、メニュー項目が選択されます。

● **戻る**ボタンを押すと、「居住地域が設定されていません!!居住地域設定から地域の設定を行ってください。」と表示され、受信画面に戻ります。
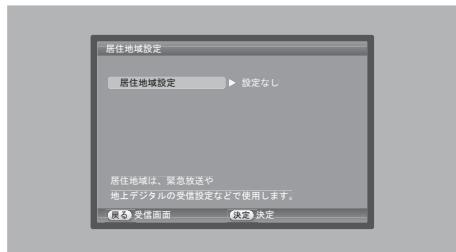
■ 居住地域を設定する

お客さまの地域に関する緊急警報放送や地上デジタル放送の受信に必要ですので、必ず居住地域を設定してください。

ご注意

地上デジタル放送では地域ごとに受信するチャンネルと、そのチャンネルをリモコンのどのボタンに割り当てるかが決められています。「居住地域設定」が設定されていないと地上デジタル放送を受信することはできません。

8 「居住地域設定」が選ばれているのを確認して、決定ボタンを押す

居住地域設定の設定項目が選択されます。
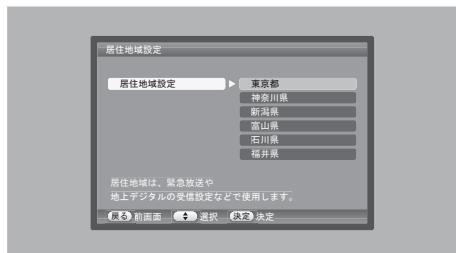
9 ▲/▼ ボタンを押して居住都道府県を選び、決定ボタンを押す

お住まいの都道府県が設定され、居住地域設定の画面に戻ります。画面に「次へ」が表示されます。
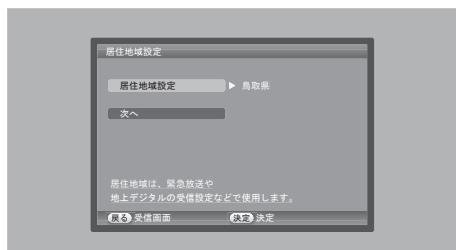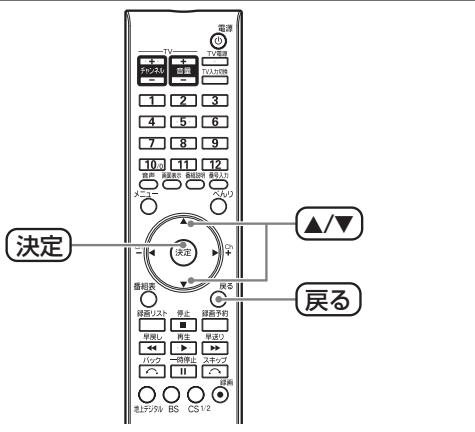
10 ▲/▼ ボタンを押して「次へ」を選び、決定ボタンを押す

かんたん設定の画面に戻ります。画面に「スキャン実行」が表示されます。

- **戻る**ボタンを押すと、「チャンネルリストがありません!!初期スキャンを実行してください。」と表示され、受信画面に戻ります。
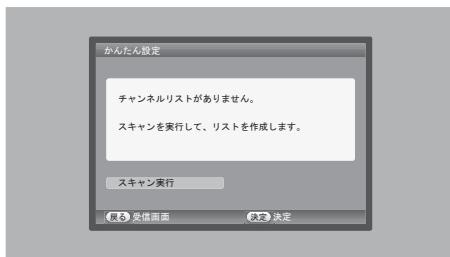
■ チャンネルをスキャンして受信できる放送局を探す

地上デジタル放送では、地域によって割り当てられるチャンネルが異なるため、お買い上げ時はチャンネルが設定されていません。地上デジタル放送をご覧になるときは、手順にしたがってチャンネルを設定してください。

ご注意

チャンネルを設定する前に、お住まいの地域で地上デジタル放送が開始されているかお確かめください。地上デジタル放送の電波が受信できない状態ではチャンネル設定できません。

11「スキャン実行」が選ばれているのを確認して、決定ボタンを押す

周波数スキャンの画面が表示され、地上デジタル放送の全チャンネル域からお住まいの地域で放送されているチャンネルをさがす初期スキャンが始まります。
スキャンの経過とともに、画面上のバーが右へ延びます。
スキャンが終了すると、「スキャンを終了しました。」と表示した後、地上デジタル放送の受信画面に変わります。

- スキャンが終了するまでには数十秒〜数分かかります。しばらくお待ちください。
- スキャン終了後に地上デジタル放送が受信できなかった場合は、チャンネル設定の画面が表示され「地上波を受信できません!!」を表示します。
  「チャンネルの設定を中止する」が選ばれているのを確認して、**決定**ボタンを押してください。「チャンネルリストがありません!!初期スキャンを実行してください。」と表示され、受信画面に戻ります。
  アンテナの接続や地上デジタル放送の電波が受信できることを確認した後、「設定メニューからチャンネル設定する」P40 にしたがってチャンネルの初期スキャンをおこなってください。
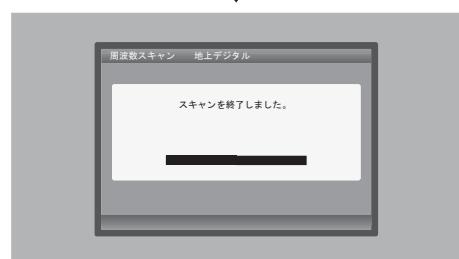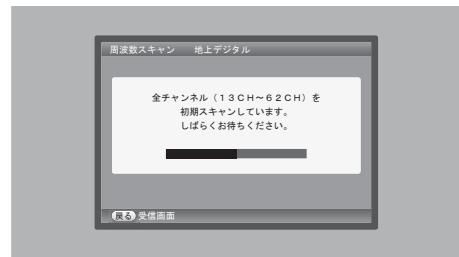
ちょっとこれを!

- お住まいの地域で新しい地上デジタル放送が始まり、そのチャンネルを追加するときは、「設定メニューからチャンネル設定する」P40 にしたがってチャンネルの再スキャンをおこなってください。
- CATV(ケーブルテレビ)で周波数変換パススルー方式により地上デジタル放送が伝送されている場合は、操作**10**で**戻る**ボタンを押してかんたん設定終了後、「ケーブルテレビで受信する」P43 で設定を変更した後、「設定メニューからチャンネル設定する」P40 にしたがって初期スキャンをおこなってください。

画面設定を変更する
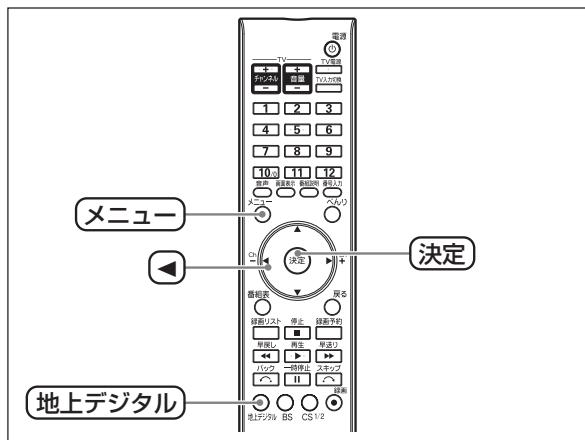
接続するテレビ画面サイズを設定する

本機に接続するテレビに合わせて、出力する画面のサイズを設定します。

準備

- 本機とテレビの電源を入れて、テレビの入力を本機が接続されているビデオ入力に切り換えます。
- 動作中のときは、停止させた後、**地上デジタル**ボタンを押して、地上デジタル放送の受信状態にします。

1 停止中に、メニューボタンを押す
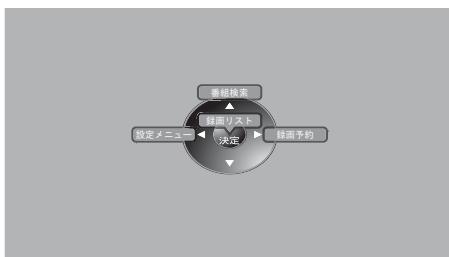
トップメニュー画面が表示されます。

2 ◀ ボタンを押す

設定メニュー画面が表示され、初期設定のサブメニュー項目が選択されます。

3 「機器設定」が選ばれているのを確認して、決定ボタンを押す

機器設定の画面が表示され、メニュー項目が選択されます。

4 「接続TV設定」が選ばれているのを確認して、決定ボタンを押す

接続TV設定の画面が表示され、メニュー項目が選択されます。
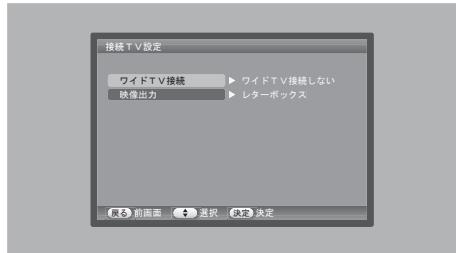
5 「ワイドTV接続」が選ばれているのを確認して、決定ボタンを押す

ワイドTV接続の設定項目が選択されます。

- 現在の設定がチェックされています。

メニュー
▲/▼
決定
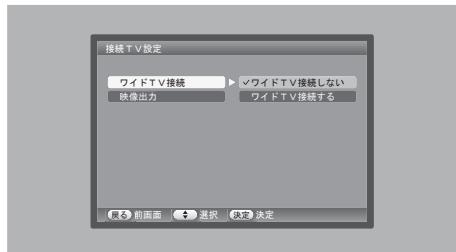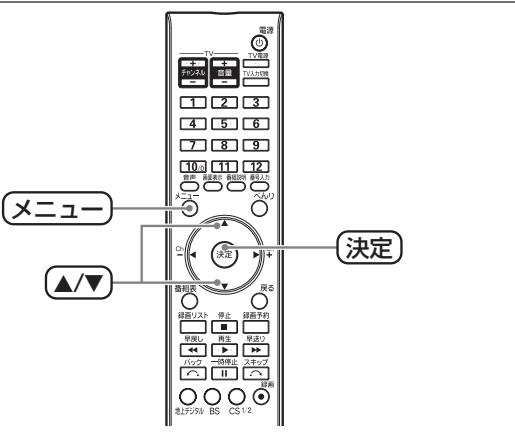
6 ▲/▼ ボタンを押して「ワイドTV接続しない」または「ワイドTV接続する」を選び、決定ボタンを押す

ワイドTV接続する：

ワイドテレビ（16：9）に接続したときに選択してください。ワイド画像（16：9）の放送を受信したとき、フル画像で表示します。
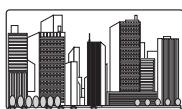
- 接続TV設定の画面に戻り、画面の「映像出力」が暗く表示され、選択できなくなります。接続TVの設定は終了です。操作**9**へ進みます。

ワイドTV接続しない：

通常のテレビ（4：3）に接続したときに選択してください。

- 接続TV設定の画面に戻ります。操作**7**へ進み、映像出力の設定をおこないます。
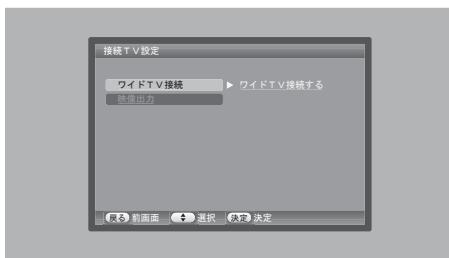
7 ▲/▼ ボタンを押して「映像出力」を選び、決定ボタンを押す

映像出力の設定項目が選択されます。

- 現在の設定がチェックされています。
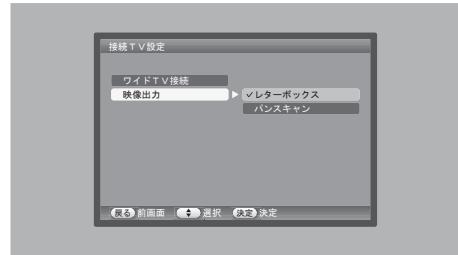
8 ▲/▼ ボタンを押して「レターボックス」または「パンスキャン」を選び、決定ボタンを押す

接続TV設定の画面に戻ります。

レターボックス（4：3LB）：

ワイド画像（16：9）の放送を受信したとき、レターボックス（上下に黒い帯のある画面）で表示します。

パンスキャン（4：3PS）：

ワイド画像（16：9）の放送を受信したとき、ワイド画像の一部をカットして表示します。
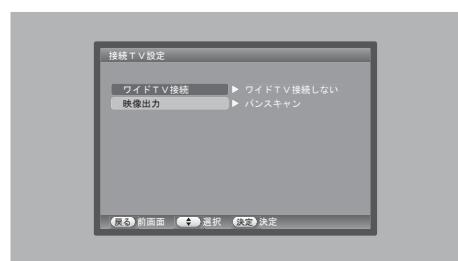
9 メニューボタンを押す

設定メニュー画面が消え、受信画面に戻ります。

ちょっとこれを！

- テレビに映し出される映像は、放送の番組や接続するテレビによって異なる場合があります。

地上デジタル放送のチャンネルを設定する
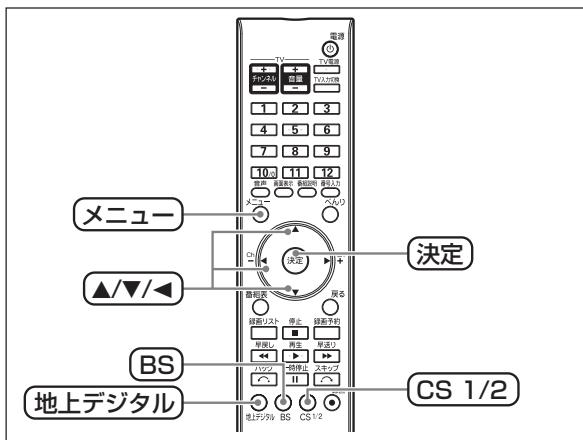
お客さまの地域に関する緊急警報放送や地上デジタル放送の受信に必要ですので、居住地域を設定してください。

ご注意

地上デジタル放送では地域ごとに受信するチャンネルと、そのチャンネルをリモコンのどのボタンに割り当てるかが決められています。「居住地域設定」が設定されていないと地上デジタル放送を受信することはできません。

準備

- 本機とテレビの電源を入れて、テレビの入力を本機が接続されているビデオ入力に切り換えます。
- 動作中のときは、停止させておきます。

「居住地域設定」を設定する

1 停止中に、地上デジタルボタンを押して、地上デジタル放送の受信状態にする

- BSまたはCS 1/2ボタンを押して設定することもできます。
- **地上デジタル**ボタンを押したときに、居住地域が設定されていない場合は、かんたん設定の画面が表示されます。**決定**ボタンを押した後、「かんたん設定する」の操作**8** P34 へ進み、居住地域の設定をおこなってください。

2 メニューボタンを押す
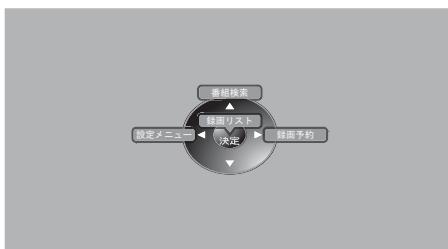
トップメニュー画面が表示されます。

3 ◀ ボタンを押す

設定メニュー画面が表示され、初期設定のサブメニュー項目が選択されます。

4 ▲/▼ ボタンを押して「居住地域設定」を選び、決定ボタンを押す

居住地域設定の画面が表示されます。
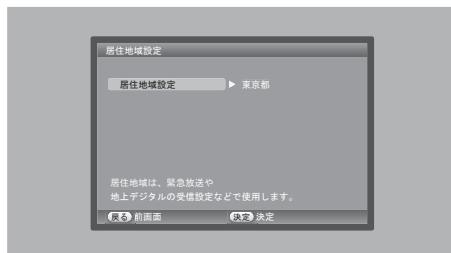
5 「居住地域設定」が選ばれているのを確認して、決定ボタンを押す

居住地域設定の設定項目が選択されます。

- 以前に設定していた場合は、現在の設定がチェックされています。

つづく
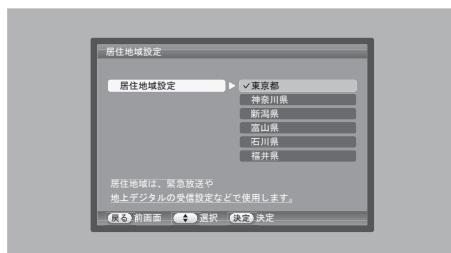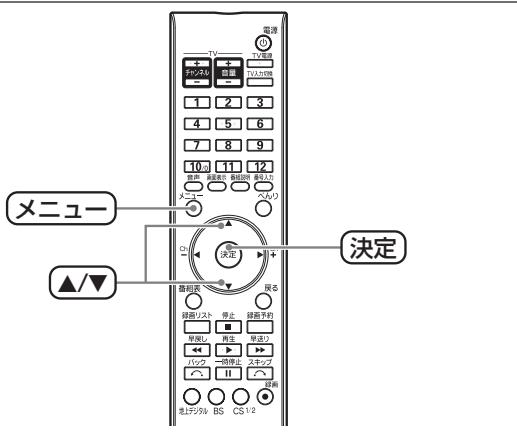
6 ▲/▼ ボタンを押して居住都道府県を選び、決定ボタンを押す

お住まいの都道府県が設定され、居住地域設定の画面に戻ります。
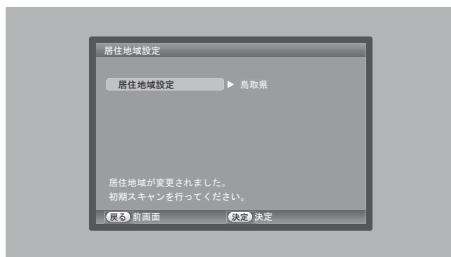
7 メニューボタンを押す

設定メニュー画面が消え、受信画面に戻ります。

- **メニュー**ボタンを押したときに、チャンネルリストが未設定の場合は、かんたん設定の画面が表示されます。「かんたん設定する」の操作**11** P35 へ進み、周波数スキャンをおこなってください。

■ 引っ越したときは

- 引っ越したときは、引っ越した先の居住地域を設定し直してください。前の設定内容のままですと、デジタル放送が正しく受信できなくなります。
- 地上デジタル放送は地域によって受信できるチャンネルが異なりますので、引っ越した先の居住地域を設定し直した後、地上デジタル放送のチャンネル設定をやり直してください。 P40

地上デジタル放送のチャンネルを設定する
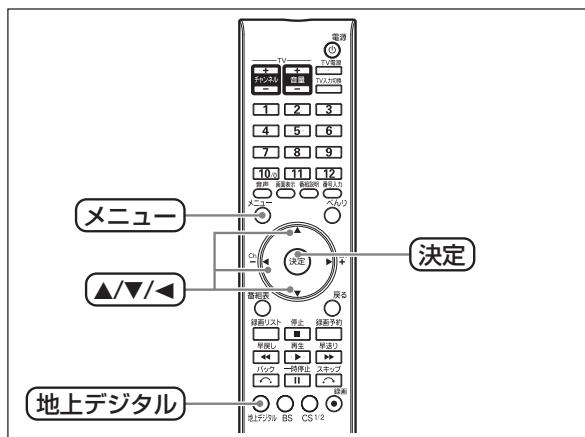
設定メニューからチャンネル設定する

地上デジタル放送のチャンネル設定については、設定メニューの中に詳細な設定画面を用意しています。新しい地上デジタルチャンネルを追加したいときや受信レベルを確認したいときなどは、これら設定メニュー内でおこないます。

ご注意

地上デジタル放送の電波が受信できない状態ではチャンネル設定できません。

また、デジタル放送が受信できない、または受信状態がよくないときは、設定メニューが表示できなかったり、選べる設定メニューが制限されたりすることがあります。

準備

- 本機とテレビの電源を入れて、テレビの入力を本機が接続されているビデオ入力に切り換えます。
- 動作中のときは、停止させておきます。

1 停止中に、地上デジタルボタンを押して、地上デジタル放送の受信状態にする

- **地上デジタル**ボタンを押したときに、居住地域が設定されていない場合は、かんたん設定の画面が表示されます。**決定**ボタンを押した後、「かんたん設定する」の操作**8** P34 へ進み、居住地域の設定をおこなってください。
- **地上デジタル**ボタンを押したときに、チャンネルリストが未設定の場合は、かんたん設定の画面が表示されます。「かんたん設定する」の操作**11** P35 へ進み、周波数スキャンをおこなってください。

2 メニューボタンを押す
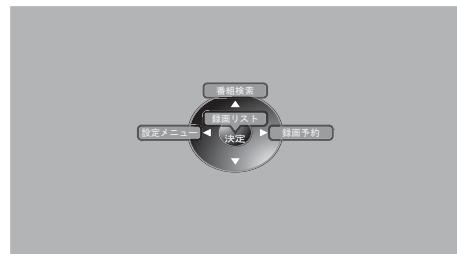
トップメニュー画面が表示されます。

3 ◀ ボタンを押す

設定メニュー画面が表示され、初期設定のサブメニュー項目が選択されます。

4 ▲/▼ ボタンを押して「地上デジタル設定」を選び、決定ボタンを押す

地上デジタル受信設定の画面が表示され、メニュー項目が選択されます。
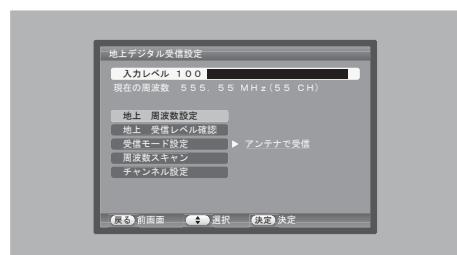
5 ▲/▼ ボタンを押して「周波数スキャン」を選び、決定ボタンを押す

周波数スキャンの選択項目が選択されます。
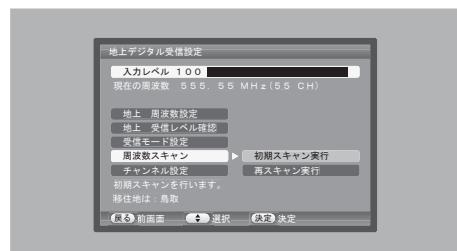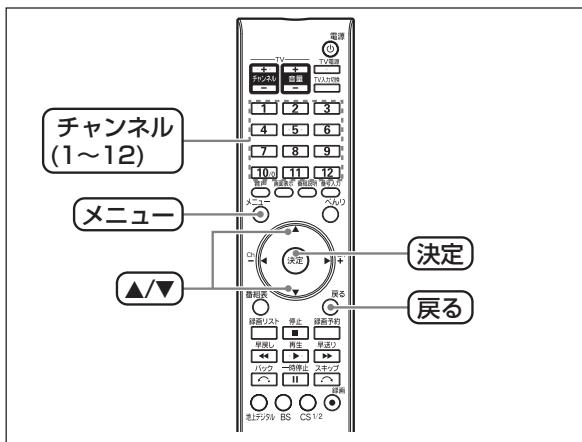
6 ▲/▼ ボタンを押して「初期スキャン実行」または「再スキャン実行」を選び、決定ボタンを押す

周波数スキャンの画面が表示され、スキャンが始まります。スキャンの経過とともに、画面上のバーが右へ延びます。

- スキャンが終了するまでには数十秒～数分かかります。しばらくお待ちください。
- 居住地域を変更した後など、チャンネルリストが未設定の場合は、画面の「再スキャン実行」が暗く表示されて選択できません。初期スキャンを実行してください。

スキャンが終了すると、「スキャンを終了しました。」と表示した後、初期スキャンまたは再スキャンでチャンネル設定内容に変更がなかった場合は、地上デジタル受信設定の画面に戻ります。再スキャンでチャンネル設定内容が変更された場合は、チャンネル設定の画面が表示されます。**戻る**ボタンを押すと、地上デジタル受信設定の画面に戻ります。

- チャンネル設定の画面上部には、リモコンの**チャンネル(1～12)**ボタンに割り当てられた地上デジタル放送のチャンネルが表示されます。
- その下には、お住まいの地域で受信できる地上デジタル放送が3つまで表示されます。
- チャンネル設定の画面表示中は、▲/▼ ボタンで別のチャンネルを確認することができます。
- スキャン終了後に地上デジタル放送が受信できなかった場合は、チャンネル設定の画面が表示され「地上波を受信できません!!」を表示します。また、同一チャンネルの枝番が9件を超える場合は、「チャンネルの枝番がいっぱいです。初期スキャンを行ってください。」を表示します。
  「チャンネルの設定を中止する」が選ばれているのを確認して、**決定**ボタンを押してください。「チャンネルの設定を中止しました。」と表示され、地上デジタル受信設定の画面に戻ります。
  アンテナの接続や地上デジタル放送の電波が受信できることを確認した後、初期スキャンをおこなってください。

（例）：再スキャン実行中の画面

7 メニューボタンを押す

設定メニュー画面が消え、受信画面に戻ります。

8 チャンネル(1～12)ボタンを押して、地上デジタル放送のチャンネルが受信できることを確認する

■ 初期スキャンについて

- 「初期スキャン実行」は、スキャン結果にしたがって全チャンネルの設定を最初からおこなうスキャン方式です。初めてチャンネル設定するときや、引っ越し先でチャンネル設定をするときは「初期スキャン実行」でスキャンします。「地上デジタル放送のチャンネル設定を変更する」 P44 で空きボタンに追加したチャンネルや、入れ換えたチャンネルは解除されます。

■ 再スキャンについて

- 「再スキャン実行」は、すでに設定されているチャンネルはそのまま残し、新しく見つかったチャンネルを追加設定します。お住まいの地域で新しい地上デジタル放送が始まったときなどにおこないます。「地上デジタル放送のチャンネル設定を変更する」 P44 で追加・変更したチャンネルは保持されます。

■ 1～12ボタンへの割り当てについて

- 地上デジタル放送のチャンネルは、初期スキャンの結果、地上デジタル放送のルールに基づいた順番で**チャンネル(1～12)**ボタンに割り当てられます。
- どのボタンにどのチャンネルが割り当てられたかは、「地上デジタル放送のチャンネル設定を変更する」で確認や変更ができます。 P44

地上デジタル放送のチャンネルを設定する
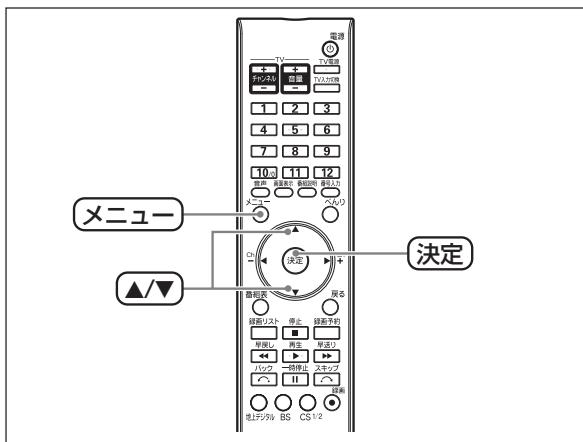
チャンネルを設定して受信する

受信を確認するときなど、チャンネルを設定して受信することができます。

1 P40 操作5で「地上　周波数設定」が選ばれているのを確認して、決定ボタンを押す

チャンネルを選択する画面が表示されます。
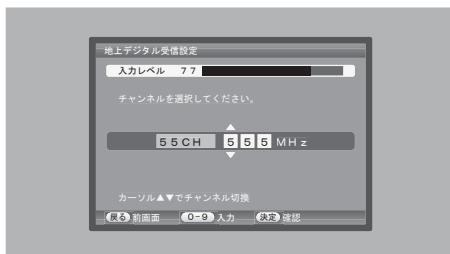
2 ▲/▼ ボタンを押してチャンネルを選ぶ

選択したチャンネルの周波数が表示されます。

■受信モードが「アンテナで受信」の場合は、13～62チャンネルを選んで受信する

▲/▼ ボタンを押して、13～62チャンネルのいずれかのチャンネルを選びます。

■受信モードが「CATVモードで受信」の場合は、VHF1～VHF12/C13～C63/UHF13～UHF62チャンネルを選んで受信する

▲/▼ ボタンを押して、VHF1～VHF12、C13～C63、UHF13～UHF62チャンネルのいずれかのチャンネルを選びます。
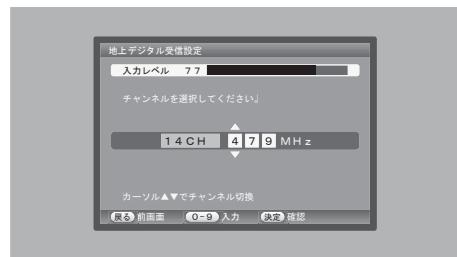
3 決定ボタンを押す

地上デジタル受信設定の画面に戻り、画面下に「データを取得しています」と表示されます。
受信できたときは表示が「正常に受信できます」に変わり、受信できなかったときは表示が「受信できませんでした」に変わります。
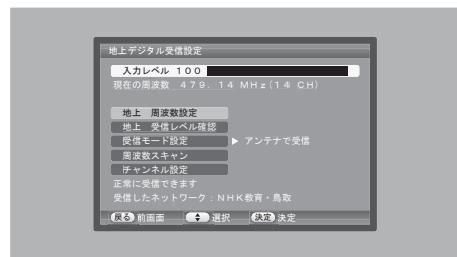
4 メニューボタンを押す

設定メニュー画面が消え、受信画面に戻ります。

地上デジタル放送の受信設定を変更する
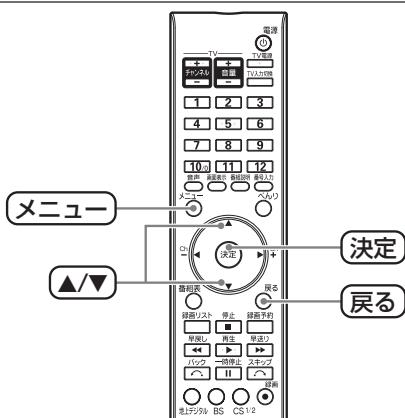
ケーブルテレビで受信する

本機に搭載している地上デジタルチューナーは、VHFとケーブルテレビ(CATV-MID/SHB)、UHFそれぞれの帯域(VHF1～12、C13～C63、UHF13～62)をカバーしています。地上デジタル放送の電波をこれらの帯域に変換して送信しているケーブルテレビや共同受信設備などの場合、受信モードを「CATVモードで受信」に切り換えて受信できる場合があります。

ご注意

ケーブルテレビや共同受信設備における地上デジタル放送の再送信については、ケーブルテレビ会社や共同受信設備によって方式やサービス内容が異なります。詳細はご加入のケーブルテレビ会社や共同受信設備の管理者にお問い合わせください。

1 P40 操作5で ▲/▼ ボタンを押して「受信モード設定」を選び、決定ボタンを押す

受信モード設定の設定項目が選択されます。

- 現在設定されている受信モードがチェックされています。
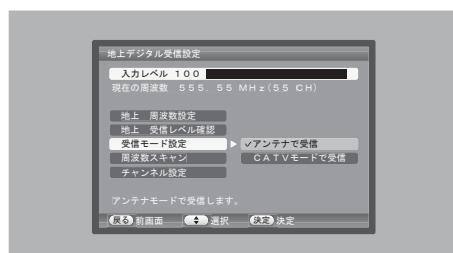
2 ▲/▼ ボタンを押して「CATVモードで受信」を選び、決定ボタンを押す

地上デジタル受信設定の画面に戻り、画面に「受信モードの設定が変わりました。周波数スキャンを行ってください。」と表示されます。

「設定メニューからチャンネル設定する」P40 にしたがって、初期スキャンを実行し、チャンネルを設定してください。

3 メニューボタンを押す

設定メニュー画面が消え、受信画面に戻ります。

受信レベルを確認する

地上デジタル放送の受信レベルを、チャンネルごとに表示させることができます。

1 P40 操作5で ▲/▼ ボタンを押して「地上受信レベル確認」を選び、決定ボタンを押す

地上デジタル受信レベル確認の画面が表示され、全チャンネルをスキャンして受信レベル表示します。すべてのチャンネルの受信レベルを表示するには数分程度かかります。

- 受信レベルは、受信できたチャンネルのみ表示します。
(例):アンテナモードでの確認画面

2 確認を中止するときは戻るボタンを押す

地上デジタル受信設定の画面に戻ります。
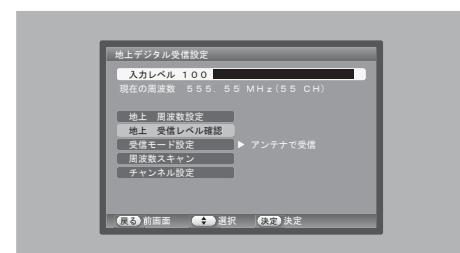
3 メニューボタンを押す

設定メニュー画面が消え、受信画面に戻ります。

ご注意

受信レベル確認画面で表示されるのは、地上デジタル放送がおこなわれているUHF:13～62チャンネル別(受信モード設定が「CATVモードで受信」の場合は、VHF:1～12、MID:C13～C22、SHB:C23～C63、UHF:13～62)の受信レベルです。ここで表示される受信レベルが、お住まいの地域の地上デジタル放送の、どのチャンネルに該当するかは、希望の地上デジタル放送を受信してから、地上デジタル受信設定の画面を出したときに表示される周波数表示で確認することができます。

また、地上デジタル受信レベル確認の画面を出している間は、巡回して受信レベルを確認し続けます。確認が済みましたら**戻る**ボタンを押して確認を中止してください。

地上デジタル放送のチャンネル設定を変更する
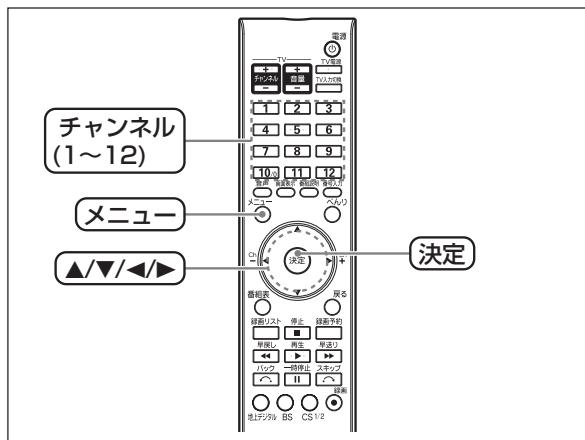
チャンネル設定を追加・変更・消去する

リモコンの**チャンネル(1～12)**ボタンに設定した地上デジタル放送のチャンネルを確認したり追加・変更・消去することができます。

1 P40 操作5で ▲/▼ ボタンを押して「チャンネル設定」を選び、決定ボタンを押す

チャンネル設定の画面が表示されます。**チャンネル(1～12)**ボタンに設定されているチャンネルを確認できます。
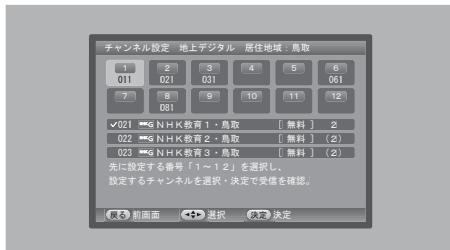
2 ▲/▼/◀/▶ ボタンを押して設定を変更したいチャンネル(1～12)のリモコン番号を選び、決定ボタンを押す

チャンネルリストのチャンネル選択モードになります。

- 選択中のチャンネル情報がリストの下に表示されます。

■ チャンネルを追加するときは
追加したい空欄のチャンネル(1～12)のリモコン番号を選びます。

■ チャンネルを変更するときは
変更したいチャンネル(1～12)のリモコン番号を選びます。

■ チャンネルを消去するときは
消去したいチャンネル(1～12)のリモコン番号を選びます。
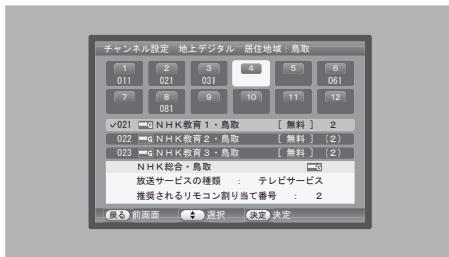
3 ▲/▼ ボタンを押して登録するチャンネルを選び、決定ボタンを押す

■ チャンネルを追加するときは
追加したいチャンネルを選ぶと、受信レベルを確認する画面が表示され、確認後、チャンネル登録の確認画面に変わります。操作**4**へ進みます。

■ チャンネルを変更するときは
変更したいチャンネルを選ぶと、受信レベルを確認する画面が表示され、確認後、チャンネル登録の確認画面に変わります。操作**4**へ進みます。

■ チャンネルを消去するときは
ボタンに登録されているのと同じチャンネルを選ぶと、登録を消去し、操作**2**の画面に戻ります。
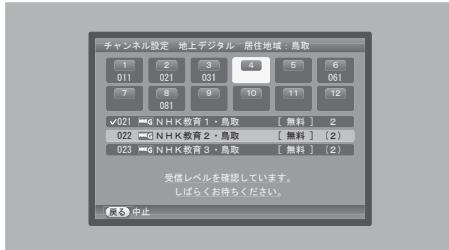
4 「はい」が選ばれているのを確認して、決定ボタンを押す

チャンネルがボタンに登録され、操作**2**の画面に戻ります。

- 続けて別のチャンネルを追加または変更、消去するときは、操作**2～4**を繰り返します。

5 メニューボタンを押す

設定メニュー画面が消え、受信画面に戻ります。

BS・110度CSデジタル放送の受信設定を変更する つづく

準備
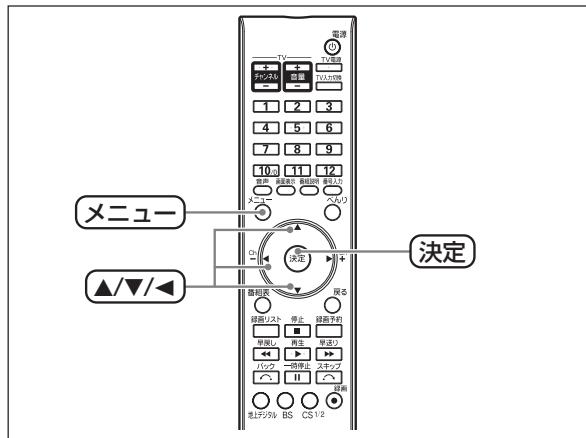
- 本機とテレビの電源を入れて、テレビの入力を本機が接続されているビデオ入力に切り換えます。
- 動作中のときは、停止させておきます。

BS・110度CSアンテナ電源を設定する

110度CS対応BSデジタルアンテナへ供給するコンバータ電源は、お買い上げ時「切」に設定されています。110度CS対応BSデジタルアンテナを設置してご覧になるときは、「入」に設定してください。
ただし、マンションなどでの共同受信で個々の受信機から110度CS対応BSデジタルアンテナへ電源を供給する必要がない場合は、お買い上げ時の「BS・CS電源　切」のままお使いください。

1 停止中に、メニューボタンを押す
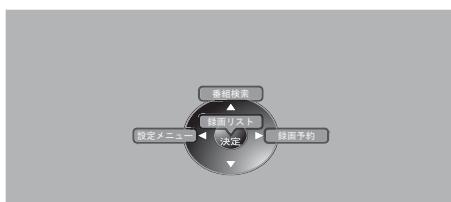
トップメニュー画面が表示されます。

2 ◀ ボタンを押す

設定メニュー画面が表示され、初期設定のサブメニュー項目が選択されます。

3 ▲/▼ ボタンを押して「BS・CSデジタル設定」を選び、決定ボタンを押す

BS・CSデジタル受信設定画面が表示され、BS・CSデジタル受信設定のサブメニュー項目が選択されます。
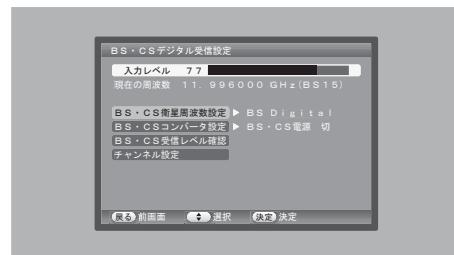
4 ▲/▼ ボタンを押して「BS・CSコンバータ設定」を選び、決定ボタンを押す

BS・CSコンバータ設定の設定項目が選択されます。

- 現在の設定がチェックされています。
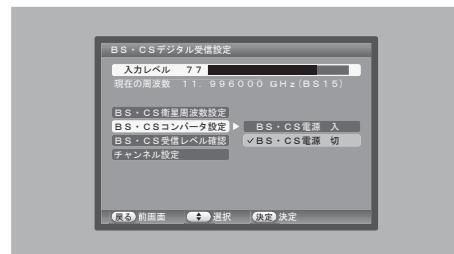
5 ▲/▼ ボタンを押して「BS・CS電源　入」または「BS・CS電源　切」を選び、決定ボタンを押す

BS・CSデジタル受信設定の画面に戻ります。

入：本機の電源が入っているときに、110度CS対応BSデジタルアンテナへ電源（DC15V）を供給します。
切：本機の電源が入っているときも、110度CS対応BSデジタルアンテナへ電源（DC15V）を供給しません。
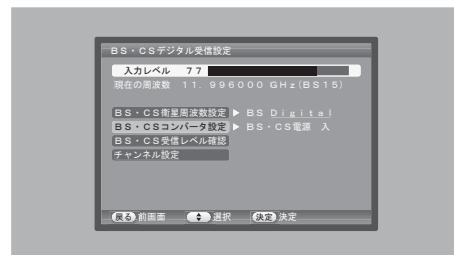
6 メニューボタンを押す

設定メニュー画面が消え、受信画面に戻ります。

BS・110度CSデジタル放送の受信設定を変更する
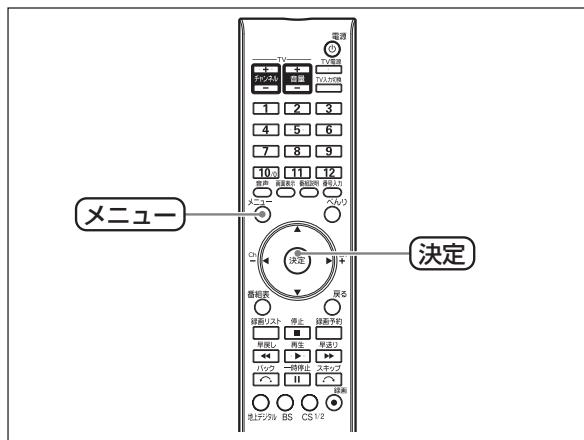
■ 設定がうまくできないとき

設定がうまくいかないときは、「アンテナ接続が異常のためコンバータ電源を切にしました。接続をもう一度確認してください。」というメッセージが表示されます。アンテナ線の接続や設定内容を確認してやり直してください。

■ 入力レベル表示を設置調整に使うとき

入力レベルがもっとも大きくなる位置にBS・110度CSアンテナの方位と角度を調整して固定します。調整後はBSデジタル放送と110度CSデジタル放送の受信画面それぞれで、BS・CSデジタル受信設定の画面を出して十分な入力レベルが得られているか確認してください。

- 入力レベルの目安：晴天時で60以上
- 調整の方法については110度CS対応BSデジタルアンテナの取扱説明書もよくお読みください。
- 中継器ごとの受信レベルも確認できます。P48

ご注意

- BS・CSコンバータ設定を「BS・CS電源　入」に設定した場合、本機の電源が入っているときのみ、110度CS対応BSデジタルアンテナへ電源（DC15V）を供給します。
- 本機のBS/110度CSアンテナ入力端子から110度CS対応BSデジタルアンテナへ供給されるDC15Vがショートしますと、回路保護のためBS・CSコンバータ設定が自動的に「BS・CS電源　切」になります。ショートの原因を解決したあと、電源アダプターの電源プラグをコンセントから抜き、再び差し込んでから、「BS・CS電源　入」に再設定してください。誤って地上デジタル用のアンテナプラグを差し込むとショートする場合がありますのでご注意ください。

放送を受信できないとき

入力レベルが表示され、電波は受信されているのに、放送が受信できないときは、衛星周波数設定を設定し直し、データを取得すると改善されることがあります。

■ データ取得のしかた

1 P45 **操作4で「BS・CS衛星周波数設定」が選ばれているのを確認して、決定ボタンを押す**

BS・CS衛星周波数設定の設定項目が選択されます。

- 現在受信しているデジタル放送がチェックされています。
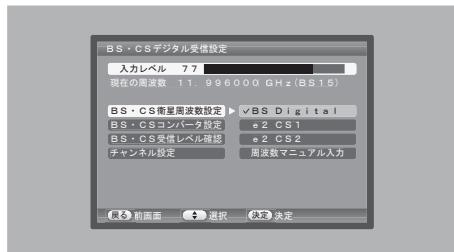
2 **そのまま決定ボタンを押す**

現在設定されているデジタル放送は変えないでください。

BS・CSデジタル受信設定の画面に戻り「データを取得しています」と表示され、データの取得が始まります。データの取得には数秒～数十秒かかります。

データ取得がうまくいった場合は、画面に「正常に受信できます」と表示され、放送が受信できるようになります。
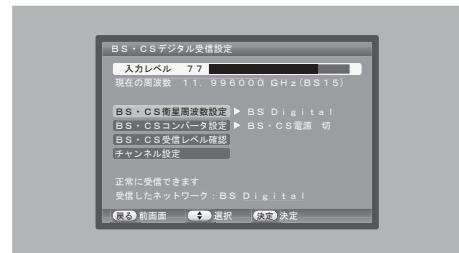
3 **メニューボタンを押す**

設定メニュー画面が消え、受信画面に戻ります。

ちょっとこれを！

- 「受信できませんでした。」と表示されたときは、別に原因があります。お買い上げの販売店にご相談ください。
- 数十秒経過しても「データを取得しています。」と表示されたままのときは、**戻る**ボタンを押すとデータ取得を中断します。別に原因があります。お買い上げの販売店にご相談ください。
- **「BS・CS衛星周波数設定」は、普段設定する必要はありません。**

つづく
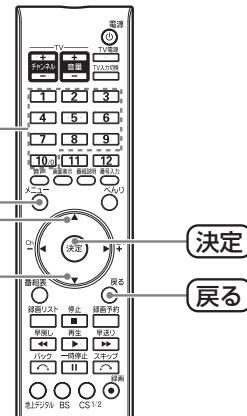
■ 周波数マニュアル入力のしかた

ご注意

通常は設定を変えないでください。

将来、衛星周波数をマニュアル入力して受信する場合に設定します。

1 P45 操作4で「BS・CS衛星周波数設定」が選ばれているのを確認して、決定ボタンを押す

BS・CS衛星周波数設定の設定項目が選択されます。
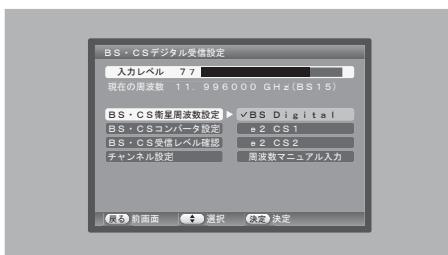
2 ▲/▼ ボタンを押して「周波数マニュアル入力」を選び、決定ボタンを押す

衛星周波数をマニュアル入力する画面が表示されます。
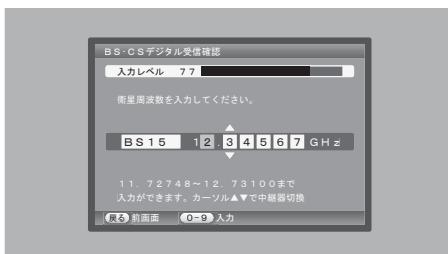
3 数字(1～10/0)ボタンで周波数を入力する

6桁の数字で入力してください。

- ▲/▼ ボタンを押して中継器を切り換えることができます。
- 入力を間違えたときは、**戻る**ボタンを押した後、もう一度入力してください。
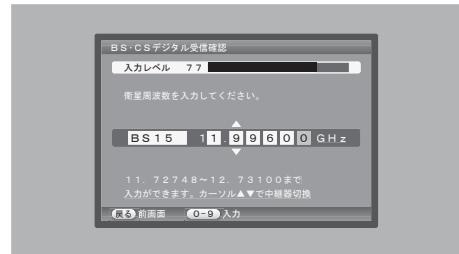
4 決定ボタンを押す

BS・CSデジタル受信設定の画面に戻り「データを取得しています」と表示され、データの取得が始まります。データの取得には数秒～数十秒かかります。

データ取得がうまくいった場合は、画面に「正常に受信できます」と表示され、放送が受信できるようになります。
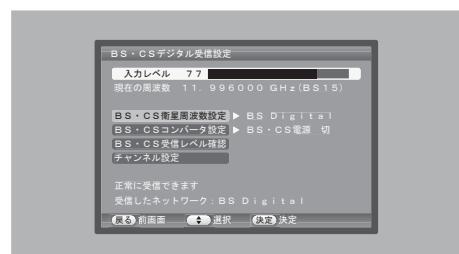
5 メニューボタンを押す

設定メニュー画面が消え、受信画面に戻ります。

ちょっとこれを！

- 「受信できませんでした。」と表示されたときは、入力した周波数が間違っていないかご確認ください。間違っていない場合は、別に原因があります。お買い上げの販売店にご相談ください。

BS・110度CSデジタル放送の受信設定を変更する

受信レベルを確認する

BSデジタル放送と110度CSデジタル放送の、各中継器ごとの受信レベルを確認することができます。

ご注意

受信レベル確認画面を出している間は、巡回して受信レベルを確認し続けます。確認が済みましたら**戻る**ボタンを押して確認を中止してください。

1 P45 操作4で ▲/▼ ボタンを押して「BS・CS受信レベル確認」を選び、決定ボタンを押す

BS･CSデジタル受信レベル確認の画面が表示され、確認できた中継器から受信レベルが表示されます。

2 確認を中止するときは戻るボタンを押す

BS･CSデジタル受信設定の画面に戻ります。
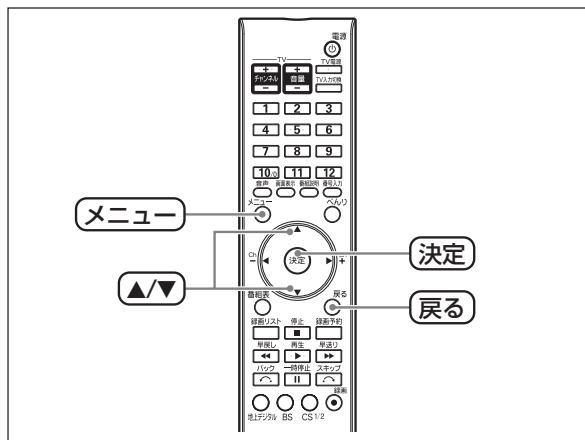
3 メニューボタンを押す

設定メニュー画面が消え、受信画面に戻ります。

ちょっとこれを！

● BSデジタル放送の受信レベルは十分なのに、110度CSデジタル放送のレベルが低いときは、アンテナから本機までの伝送路に問題があることが考えられます。ケーブル、ブースター、分配器などは、110度CSデジタル放送の広帯域に対応したものをお使いください。
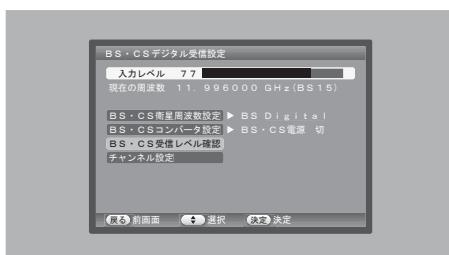
BS・110度CSデジタル放送のチャンネル設定を変更する
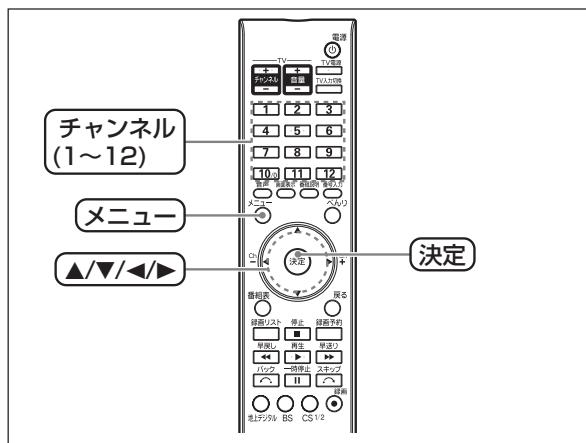
チャンネル設定を追加・変更・消去する

リモコンの**チャンネル(1〜12)**ボタンに設定されているBS・110度CSデジタル放送のチャンネルを確認したり追加・変更・消去することができます。

1 P45 **操作4で ▲/▼ ボタンを押して「チャンネル設定」を選び、決定ボタンを押す**

チャンネル設定を変更するデジタル放送の項目が選択されます。
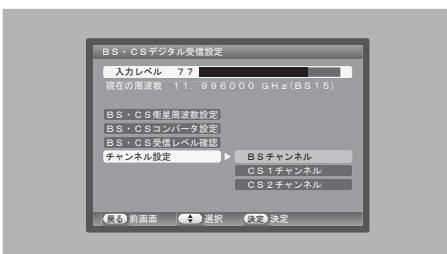
2 ▲/▼ ボタンを押してチャンネル設定を変更したいデジタル放送を選び、決定ボタンを押す

チャンネル設定の画面が表示されます。**チャンネル(1〜12)**ボタンに設定されているチャンネルを確認できます。
(例):**BSチャンネル**を選択。

3 ▲/▼/◀/▶ ボタンを押して設定を変更したいチャンネル(1〜12)のリモコン番号を選び、決定ボタンを押す

チャンネルリストのチャンネル選択モードになります。

■ **チャンネルを追加するときは**
追加したい空欄のチャンネル(1〜12)のリモコン番号を選びます。

■ **チャンネルを変更するときは**
変更したいチャンネル(1〜12)のリモコン番号を選びます。

■ **チャンネルを消去するときは**
消去したいチャンネル(1〜12)のリモコン番号を選びます。

4 ▲/▼ ボタンを押して登録するチャンネルを選び、決定ボタンを押す

■ **チャンネルを追加するときは**
追加したいチャンネルを選ぶと、選択したチャンネルがボタンに登録され、操作**2**の画面に戻ります。

■ **チャンネルを変更するときは**
変更したいチャンネルを選ぶと、選択したチャンネルがボタンに登録され、操作**2**の画面に戻ります。

■ **チャンネルを消去するときは**
ボタンに登録されているのと同じチャンネルを選ぶと、登録を消去し、操作**2**の画面に戻ります。

● 続けて別のチャンネルを追加または変更、消去するときは、操作**3、4**を繰り返します。

5 メニューボタンを押す

設定メニュー画面が消え、受信画面に戻ります。

故障?　その前にちょっとこれを!

修理を依頼される前に、もう一度次の項目をお確かめください。

全般(電源について)

症　状	原　因	処　置	参照ページ
電源が入らない	電源アダプターの電源プラグ、プラグが抜けている	電源アダプターのプラグを接続する、コンセントに電源プラグをしっかり差し込む	32
電源を入れてもすぐに切れる	本機が落雷や過度の静電気など、外部からの強い電気ショックを受けている	本機の電源を切り、電源アダプターの電源プラグを抜き、もう一度差し込み直して、電源を入れる	32
本機が正常に作動しない	内部マイコンが外部電気ショック(落雷または過度の静電気)、または電源電圧の低下によってフリーズしている	コンセントから電源アダプターの電源プラグを抜き、もう一度差し込む	32
	動作時に電源アダプターのプラグが抜けたり、停電状態になっていた	コンセントから電源アダプターの電源プラグを抜き、もう一度差し込む	32
電源を切っているのに動作音がする	録画予約、ダウンロード、電子番組表(EPG)取得、またはB-CAS通信などをおこなっているため動作音がする	故障ではありません	－

映像について

症　状	原　因	処　置	参照ページ
画像が出ない	テレビの入力切り換えが正しくない	テレビの入力切り換えを本機からの画像が映るように切り換える	－
	映像コードがしっかりと接続されていない	映像コードをしっかりと差し込む	26、27
	テレビの電源が入っていない	テレビの電源を入れる	－
テレビの画面サイズがおかしい	テレビの画面サイズ設定が正しくない	接続しているテレビにあわせて正しく設定する	36
テレビ番組が映らない (きれいに映らない)	アンテナ線がしっかりと接続されていない アンテナ線が端子から外れている	アンテナケーブルをしっかりと差し込む	18～25
	チャンネル設定がずれている	チャンネルを正しく合わせる	40
	風や振動でアンテナの向きが変わった	アンテナの向きを調整してください	－
	アンテナ線が劣化している	アンテナ線を交換してください	18～25
設定メニュー画面や画像･音声が出ない	テレビアンテナやコードの接続がまちがっている	正しく接続する	18～27
映像がみだれる	本機とテレビとの間にビデオなどを接続している	本機とテレビを直接接続する	26、27

つづく

音声について

症　　状	原　　因	処　　置	参照ページ
音声が出ない	音声コードがしっかりと接続されていない	音声コードをしっかりと差し込む	26、27
	テレビのボリュームが下がっている	音量を調整する	–
ハム音（ブーン音）が出る	接続端子にコードがしっかりと接続されていない	接続コードをしっかりと差し込む	26～28
デジタル機器や高周波機器から雑音が出る	本機がデジタル機器または高周波機器に接近しすぎている	本機をそれらの機器から離して設置する	–

デジタル放送について

症　　状	原　　因	処　　置	参照ページ
デジタル放送を受信できない（きれいに映らない）	BS/110度CSや地上デジタルのアンテナ線が接続されていない	BS/110度CSや地上デジタルのアンテナ線を接続する	18～25
	B-CASカードを挿入していない B-CASカードが正しく挿入されていない	B-CASカードを本体に正しく挿入する	16
	BS･CSコンバータ設定が「BS･CS電源　切」になっている	BS･CSコンバータ設定を「BS･CS電源　入」にする（マンションなどの共同受信では「BS･CS電源　切」のままでも受信できます）	45
	分配器やブースターがデジタル放送の広帯域対応の機器を使用していない	デジタル放送の広帯域対応の機器を使用する	18、21
110度CSデジタル放送が受信できない（きれいに映らない）	110度CSデジタル放送に対応した110度CS対応BSデジタルアンテナを使用していない	110度CSデジタル放送に対応した110度CS対応BSデジタルアンテナを使用する	18、21
地上デジタル放送が受信できない（きれいに映らない）	お住まいの地域で地上デジタル放送が開始されていない	地上デジタル放送が開始されるまで受信できません	9
	お使いのUHFアンテナの受信帯域が地上デジタル放送の帯域と合っていない	地上デジタル放送の帯域に適したアンテナと交換する	18
電子番組表（EPG）が表示されるまでに時間がかかる	データ取得に多少時間がかかります	故障ではありません	–
	地上デジタル放送はそのとき受信していたチャンネルのデータしか取得できません データの取得･更新が必要なときはメッセージが表示されます	**電源**ボタンで電源を切った状態のときに自動的にデータを蓄積する仕組みになっています メッセージにしたがって操作する	20 （2.操作編）
急に画質や音質が悪くなった	雪や雨が降っている アンテナへの着雪や降雨対応放送により、受信できる電波が弱くなっている	天候が回復すればもとの受信状態に戻ります	–
チャンネル設定ができない	居住地域が正しく設定されていない	お住まいの居住地域を設定する	38
ダウンロードをおこなったら、BS･110度CSデジタル放送が受信できなくなった	ダウンロードの内容によっては各設定が工場出荷時の設定値に戻る場合があります	再度設定をやり直してください	46

故障？　その前にちょっとこれを！

リモコンについて

症　状	原　因	処　置	参照ページ
リモコンが働かない	リモコンが受光部に向いていない	リモコンの送信部を本機の受光部に向ける	30
	リモコンと受光部の距離が遠すぎる	リモコンは、受光部から約5メートル以内（左右30度ずつの角度）の範囲で操作する	30
	リモコンと受光部の間に障害物がある	障害物を取り除く	30
	リモコンの乾電池が消耗している	乾電池を交換する	30
	本体のリモコン受光部に直射日光や照明（インバーター蛍光灯など）が当たっている	照明、または本体の向きを変える	30

その他

症　状	原　因	処　置	参照ページ
ケーブルテレビ（CATV）放送が受信できない	CATV会社の加入手続きをしていない	加入手続きをする	－
再生中や録画中に突然停止する	直射日光が当たる場所に本機を設置している	直射日光が当たらない場所に設置する	7
操作ができない	本機を制御しているマイコンに対する、外部からの雑音や妨害ノイズの影響で、操作を受け付けなくなっている	コンセントから電源アダプターの電源プラグを抜き、もう一度差し込む	32

用語解説

HDMI
「High Definition Multimedia Interface」の略で、1本のコードで映像・音声・制御信号をあわせて伝送できるインターフェースです。
パソコンとディスプレイの接続に使われるデジタルインターフェースの「DVI(Digital Visual Interface)」をベースに、AV機器向けに発展させた規格です。

アスペクト比（Aspect Ratio）
テレビ画面や画像の縦と横の長さの比のことです。通常テレビは4：3、ワイドテレビ（ハイビジョンテレビ）は16：9です。

タイトル
iVDRに記録されている映像などの一番大きな単位で、一般的に映画など市販のDVDソフトでは1作品1タイトルとなります。本機で録画する場合、録画開始から停止までが1タイトルとなります。

デジタルハイビジョン放送
2000年12月に本放送を開始したBSデジタル放送で行われる高精細度ハイビジョン放送です。デジタルハイビジョンの放送フォーマットは走査線1125本（有効1080本）飛び越し走査の1125i（1080i）と走査線750本（有効720本）順次走査の750p（720p）放送の2種類があり、細部まできれいに表現され、臨場感豊かな映像を楽しめます。また、現行のテレビ放送とほぼ同等の画質のデジタル標準テレビ放送もあります。110° CSデジタル放送や地上デジタル放送でもデジタルハイビジョン放送を楽しむことができます。

電子番組表（EPG）
EPGとは「Electric Program Guide」の略。電波の隙間を使って送出された約1週間分の番組表のデータを受信し、テレビ画面に新聞などのテレビ欄のような番組表を表示するシステムです。番組表から番組を選んで詳細情報を表示させたり、録画したい番組を事前に予約したりすることができます。

レターボックス
4：3のテレビと本機を接続し、ワイド（16：9）ソフトを再生したとき、上下に黒い帯のある画像で再生される機能です。

本機で使用しているソフトウェアのライセンス情報

この製品に使用されているソフトウェアのライセンス情報

本機に組み込まれているソフトウェアは、それぞれ当社または第三者の著作権が存在する、複数の独立したソフトウェアモジュールで構成されています。本機のソフトウェアモジュールのうち、当社が開発または作成したソフトウェアおよび付帯するドキュメント類には当社の著作権が存在し、著作権法その他の関連する法律によって保護されています。

また、本機は、第三者が著作権を所有しフリーソフトウェアとして配布されているソフトウェアモジュールを使用しています。
当該ソフトウェアモジュールの使用条件などの詳細については、後に記載する各ソフトウェア使用許諾契約書をご参照ください(当社以外の第三者による規定であるため原文を掲載いたします)。
当該ソフトウェアモジュールについては現状のままの提供であり、適用法令の範囲内で一切保証をしないものとします(明示するもの、しないものを問いません)。また、当社は、当該ソフトウェアモジュールおよびその使用に関して生じたいかなる損害についても、適用法令の範囲内で一切責任を負わず、費用負担をいたしません。

GNU GPL/LGPL適用ソフトウェアについて
本機には、以下のGPL/LGPLの適用を受けるソフトウェアを使用しております。
これらのソフトウェアには、実行形式のソフトウェアモジュールを配布する条件として、そのソフトウェアモジュールのソースコードの入手を可能にすることを求められております。
これらソフトウェアのソースコードの入手方法については、以下のホームページをご覧ください。
[http://products.jp.sanyo.com/support/soft/ivr.html]
なお、フリーソフトウェアの内容等についてのご質問にはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。また当社が所有権を持つソフトウェアモジュールについては、ソースコードの提供対象ではありません。

ソフトウェアモジュール
linux kernel　bash　busybox　e2fsprogst　expat　ext2root　FreeType2
Hotplug2　libtool　MTD　sed　udev　Wireless tools　DirectFB

MITライセンス適用ソフトウェアについて
ncursesおよびGIFはMITライセンスの適用を受けるソフトウェアモジュールです。

JPEGについて
this software is based in part one the work of the Independent JPEG Group

つづく

この製品に使用されている フリーソフトウェアモジュールに関するソフトウェア使用許諾契約書原文(英文)

GNU GENERAL PUBLIC LICENSE Version 2, June 1991

Preamble

The licenses for most software are designed to take away your freedom to share and change it. By contrast, the GNU General Public License is intended to guarantee your freedom to share and change free software--to make sure the software is free for all its users. This General Public License applies to most of the Free Software Foundation's software and to any other program whose authors commit to using it. (Some other Free Software Foundation software is covered by the GNU Library General Public License instead.) You can apply it to your programs, too.

When we speak of free software, we are referring to freedom, not price. Our General Public Licenses are designed to make sure that you have the freedom to distribute copies of free software (and charge for this service if you wish), that you receive source code or can get it if you want it, that you can change the software or use pieces of it in new free programs; and that you know you can do these things.

To protect your rights, we need to make restrictions that forbid anyone to deny you these rights or to ask you to surrender the rights. These restrictions translate to certain responsibilities for you if you distribute copies of the software, or if you modify it.

For example, if you distribute copies of such a program, whether gratis or for a fee, you must give the recipients all the rights that you have. You must make sure that they, too, receive or can get the source code. And you must show them these terms so they know their rights.

We protect your rights with two steps: (1) copyright the software, and (2) offer you this license which gives you legal permission to copy, distribute and/or modify the software.

Also, for each author's protection and ours, we want to make certain that everyone understands that there is no warranty for this free software. If the software is modified by someone else and passed on, we want its recipients to know that what they have is not the original, so that any problems introduced by others will not reflect on the original authors' reputations.

Finally, any free program is threatened constantly by software patents. We wish to avoid the danger that redistributors of a free program will individually obtain patent licenses, in effect making the program proprietary. To prevent this, we have made it clear that any patent must be licensed for everyone's free use or not licensed at all.

The precise terms and conditions for copying, distribution and modification follow.

GNU GENERAL PUBLIC LICENSE TERMS AND CONDITIONS FOR COPYING, DISTRIBUTION AND MODIFICATION

0. This License applies to any program or other work which contains a notice placed by the copyright holder saying it may be distributed under the terms of this General Public License. The "Program", below, refers to any such program or work, and a "work based on the Program" means either the Program or any derivative work under copyright law: that is to say, a work containing the Program or a portion of it, either verbatim or with modifications and/or translated into another language. (Hereinafter, translation is included without limitation in the term "modification".) Each licensee is addressed as "you".

Activities other than copying, distribution and modification are not covered by this License; they are outside its scope. The act of running the Program is not restricted, and the output from the Program is covered only if its contents constitute a work based on the Program (independent of having been made by running the Program). Whether that is true depends on what the Program does.

1. You may copy and distribute verbatim copies of the Program's source code as you receive it, in any medium, provided that you conspicuously and appropriately publish on each copy an appropriate copyright notice and disclaimer of warranty; keep intact all the notices that refer to this License and to the absence of any warranty; and give any other recipients of the Program a copy of this License along with the Program.

You may charge a fee for the physical act of transferring a copy, and you may at your option offer warranty protection in exchange for a fee.

2. You may modify your copy or copies of the Program or any portion of it, thus forming a work based on the Program, and copy and distribute such modifications or work under the terms of Section 1 above, provided that you also meet all of these conditions:

a) You must cause the modified files to carry prominent notices stating that you changed the files and the date of any change.

b) You must cause any work that you distribute or publish, that in whole or in part contains or is derived from the Program or any part thereof, to be licensed as a whole at no charge to all third parties under the terms of this License.

c) If the modified program normally reads commands interactively when run, you must cause it, when started running for such interactive use in the most ordinary way, to print or display an announcement including an appropriate copyright notice and a notice that there is no warranty (or else, saying that you provide a warranty) and that users may redistribute the program under these conditions, and telling the user how to view a copy of this License. (Exception: if the Program itself is interactive but does not normally print such an announcement, your work based on the Program is not required to print an announcement.)

These requirements apply to the modified work as a whole. If identifiable sections of that work are not derived from the Program, and can be reasonably considered independent and separate works in themselves, then this License, and its terms, do not apply to those sections when you distribute them as separate works. But when you distribute the same sections as part of a whole which is a work based on the Program, the distribution of the whole must be on the terms of this License, whose permissions for other licensees extend to the entire whole, and thus to each and every part regardless of who wrote it.

Thus, it is not the intent of this section to claim rights or contest your rights to work written entirely by you; rather, the intent is to exercise the right to control the distribution of derivative or collective works based on the Program.

この製品に使用されている
フリーソフトウェアモジュールに関するソフトウェア使用許諾契約書原文（英文）

In addition, mere aggregation of another work not based on the Program with the Program (or with a work based on the Program) on a volume of a storage or distribution medium does not bring the other work under the scope of this License.

3. You may copy and distribute the Program (or a work based on it, under Section 2) in object code or executable form under the terms of Sections 1 and 2 above provided that you also do one of the following:

a) Accompany it with the complete corresponding machine-readable source code, which must be distributed under the terms of Sections 1 and 2 above on a medium customarily used for software interchange; or,

b) Accompany it with a written offer, valid for at least three years, to give any third party, for a charge no more than your cost of physically performing source distribution, a complete machine-readable copy of the corresponding source code, to be distributed under the terms of Sections 1 and 2 above on a medium customarily used for software interchange; or,

c) Accompany it with the information you received as to the offer to distribute corresponding source code. (This alternative is allowed only for noncommercial distribution and only if you received the program in object code or executable form with such an offer, in accord with Subsection b above.)

The source code for a work means the preferred form of the work for making modifications to it. For an executable work, complete source code means all the source code for all modules it contains, plus any associated interface definition files, plus the scripts used to control compilation and installation of the executable. However, as a special exception, the source code distributed need not include anything that is normally distributed (in either source or binary form) with the major components (compiler, kernel, and so on) of the operating system on which the executable runs, unless that component itself accompanies the executable.

If distribution of executable or object code is made by offering access to copy from a designated place, then offering equivalent access to copy the source code from the same place counts as distribution of the source code, even though third parties are not compelled to copy the source along with the object code.

4. You may not copy, modify, sublicense, or distribute the Program except as expressly provided under this License. Any attempt otherwise to copy, modify, sublicense or distribute the Program is void, and will automatically terminate your rights under this License. However, parties who have received copies, or rights, from you under this License will not have their licenses terminated so long as such parties remain in full compliance.

5. You are not required to accept this License, since you have not signed it. However, nothing else grants you permission to modify or distribute the Program or its derivative works. These actions are prohibited by law if you do not accept this License. Therefore, by modifying or distributing the Program (or any work based on the Program), you indicate your acceptance of this License to do so, and all its terms and conditions for copying, distributing or modifying the Program or works based on it.

6. Each time you redistribute the Program (or any work based on the Program), the recipient automatically receives a license from the original licensor to copy, distribute or modify the Program subject to these terms and conditions. You may not impose any further restrictions on the recipients' exercise of the rights granted herein. You are not responsible for enforcing compliance by third parties to this License.

7. If, as a consequence of a court judgment or allegation of patent infringement or for any other reason (not limited to patent issues), conditions are imposed on you (whether by court order, agreement or otherwise) that contradict the conditions of this License, they do not excuse you from the conditions of this License. If you cannot distribute so as to satisfy simultaneously your obligations under this License and any other pertinent obligations, then as a consequence you may not distribute the Program at all.

For example, if a patent license would not permit royalty-free redistribution of the Program by all those who receive copies directly or indirectly through you, then the only way you could satisfy both it and this License would be to refrain entirely from distribution of the Program. If any portion of this section is held invalid or unenforceable under any particular circumstance, the balance of the section is intended to apply and the section as a whole is intended to apply in other circumstances.

It is not the purpose of this section to induce you to infringe any patents or other property right claims or to contest validity of any such claims; this section has the sole purpose of protecting the integrity of the free software distribution system, which is implemented by public license practices. Many people have made generous contributions to the wide range of software distributed through that system in reliance on consistent application of that system; it is up to the author/donor to decide if he or she is willing to distribute software through any other system and a licensee cannot impose that choice.

This section is intended to make thoroughly clear what is believed to be a consequence of the rest of this License.

8. If the distribution and/or use of the Program is restricted in certain countries either by patents or by copyrighted interfaces, the original copyright holder who places the Program under this License may add an explicit geographical distribution limitation excluding those countries, so that distribution is permitted only in or among countries not thus excluded. In such case, this License incorporates the limitation as if written in the body of this License.

9. The Free Software Foundation may publish revised and/or new versions of the General Public License from time to time. Such new versions will be similar in spirit to the present version, but may differ in detail to address new problems or concerns.

Each version is given a distinguishing version number. If the Program specifies a version number of this License which applies to it and "any later version", you have the option of following the terms and conditions either of that version or of any later version published by the Free Software Foundation. If the Program does not specify a version number of this License, you may choose any version ever published by the Free Software Foundation.

10. If you wish to incorporate parts of the Program into other free programs whose distribution conditions are different, write to the author to ask for permission. For software which is copyrighted by the Free Software Foundation, write to the Free Software Foundation; we sometimes make exceptions for this. Our decision will be guided by the two goals of preserving the free status of all derivatives of our free software and of promoting the sharing and reuse of software generally.

NO WARRANTY

11. BECAUSE THE PROGRAM IS LICENSED FREE OF CHARGE, THERE IS NO WARRANTY FOR THE PROGRAM, TO THE EXTENT PERMITTED BY APPLICABLE LAW. EXCEPT WHEN OTHERWISE STATED IN WRITING THE COPYRIGHT HOLDERS AND/OR OTHER PARTIES PROVIDE THE PROGRAM "AS IS" WITHOUT WARRANTY OF ANY KIND, EITHER EXPRESSED OR IMPLIED,

INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, THE IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE. THE ENTIRE RISK AS TO THE QUALITY AND PERFORMANCE OF THE PROGRAM IS WITH YOU. SHOULD THE PROGRAM PROVE DEFECTIVE, YOU ASSUME THE COST OF ALL NECESSARY SERVICING, REPAIR OR CORRECTION.

12. IN NO EVENT UNLESS REQUIRED BY APPLICABLE LAW OR AGREED TO IN WRITING WILL ANY COPYRIGHT HOLDER, OR ANY OTHER PARTY WHO MAY MODIFY AND/OR REDISTRIBUTE THE PROGRAM AS PERMITTED ABOVE, BE LIABLE TO YOU FOR DAMAGES, INCLUDING ANY GENERAL, SPECIAL, INCIDENTAL OR CONSEQUENTIAL DAMAGES ARISING OUT OF THE USE OR INABILITY TO USE THE PROGRAM (INCLUDING BUT NOT LIMITED TO LOSS OF DATA OR DATA BEING RENDERED INACCURATE OR LOSSES SUSTAINED BY YOU OR THIRD PARTIES OR A FAILURE OF THE PROGRAM TO OPERATE WITH ANY OTHER PROGRAMS), EVEN IF SUCH HOLDER OR OTHER PARTY HAS BEEN ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGES.

END OF TERMS AND CONDITIONS

How to Apply These Terms to Your New Programs

If you develop a new program, and you want it to be of the greatest possible use to the public, the best way to achieve this is to make it free software which everyone can redistribute and change under these terms.

To do so, attach the following notices to the program. It is safest to attach them to the start of each source file to most effectively convey the exclusion of warranty; and each file should have at least the "copyright" line and a pointer to where the full notice is found.

<one line to give the program's name and a brief idea of what it does.>
Copyright (C) <year> <name of author>

This program is free software; you can redistribute it and/or modify it under the terms of the GNU General Public License as published by the Free Software Foundation; either version 2 of the License, or (at your option) any later version. This program is distributed in the hope that it will be useful, but WITHOUT ANY WARRANTY; without even the implied warranty of MERCHANTABILITY or FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE. See the GNU General Public License for more details.
You should have received a copy of the GNU General Public License along with this program; if not, write to the Free Software Foundation, Inc., 59 Temple Place, Suite 330, Boston, MA 02111-1307 USA

Also add information on how to contact you by electronic and paper mail.

If the program is interactive, make it output a short notice like this when it starts in an interactive mode:

Gnomovision version 69, Copyright (C) year name of author
Gnomovision comes with ABSOLUTELY NO WARRANTY; for details type `show w'. This is free software, and you are welcome to redistribute it under certain conditions; type `show c' for details.

The hypothetical commands `show w' and `show c' should show the appropriate parts of the General Public License. Of course, the commands you use may be called something other than `show w' and `show c'; they could even be mouse-clicks or menu items--whatever suits your program.

You should also get your employer (if you work as a programmer) or your school, if any, to sign a "copyright disclaimer" for the program, if necessary. Here is a sample; alter the names:

Yoyodyne, Inc., hereby disclaims all copyright interest in the program `Gnomovision' (which makes passes at compilers) written by James Hacker.

<signature of Ty Coon>, 1 April 1989
Ty Coon, President of Vice

This General Public License does not permit incorporating your program into proprietary programs. If your program is a subroutine library, you may consider it more useful to permit linking proprietary applications with the library. If this is what you want to do, use the GNU Library General Public License instead of this License.

本機で使用しているソフトウェアのライセンス情報

この製品に使用されている
フリーソフトウェアモジュールに関するソフトウェア使用許諾契約書原文(英文)

GNU LESSER GENERAL PUBLIC LICENSE Version 2.1, February 1999

[This is the first released version of the Lesser GPL. It also counts as the successor of the GNU Library Public License, version 2, hence the version number 2.1.]

Preamble

The licenses for most software are designed to take away your freedom to share and change it. By contrast, the GNU General Public Licenses are intended to guarantee your freedom to share and change free software--to make sure the software is free for all its users.

This license, the Lesser General Public License, applies to some specially designated software packages--typically libraries--of the Free Software Foundation and other authors who decide to use it. You can use it too, but we suggest you first think carefully about whether this license or the ordinary General Public License is the better strategy to use in any particular case, based on the explanations below.

When we speak of free software, we are referring to freedom of use, not price. Our General Public Licenses are designed to make sure that you have the freedom to distribute copies of free software (and charge for this service if you wish); that you receive source code or can get it if you want it; that you can change the software and use pieces of it in new free programs; and that you are informed that you can do these things.

To protect your rights, we need to make restrictions that forbid distributors to deny you these rights or to ask you to surrender these rights. These restrictions translate to certain responsibilities for you if you distribute copies of the library or if you modify it.

For example, if you distribute copies of the library, whether gratis or for a fee, you must give the recipients all the rights that we gave you. You must make sure that they, too, receive or can get the source code. If you link other code with the library, you must provide complete object files to the recipients, so that they can relink them with the library after making changes to the library and recompiling it. And you must show them these terms so they know their rights.

We protect your rights with a two-step method: (1) we copyright the library, and (2) we offer you this license, which gives you legal permission to copy, distribute and/or modify the library.

To protect each distributor, we want to make it very clear that there is no warranty for the free library. Also, if the library is modified by someone else and passed on, the recipients should know that what they have is not the original version, so that the original author's reputation will not be affected by problems that might be introduced by others.

Finally, software patents pose a constant threat to the existence of any free program. We wish to make sure that a company cannot effectively restrict the users of a free program by obtaining a restrictive license from a patent holder. Therefore, we insist that any patent license obtained for a version of the library must be consistent with the full freedom of use specified in this license.

Most GNU software, including some libraries, is covered by the ordinary GNU General Public License. This license, the GNU Lesser General Public License, applies to certain designated libraries, and is quite different from the ordinary General Public License. We use this license for certain libraries in order to permit linking those libraries into non-free programs.

When a program is linked with a library, whether statically or using a shared library, the combination of the two is legally speaking a combined work, a derivative of the original library. The ordinary General Public License therefore permits such linking only if the entire combination fits its criteria of freedom. The Lesser General Public License permits more lax criteria for linking other code with the library.

We call this license the "Lesser" General Public License because it does Less to protect the user's freedom than the ordinary General Public License. It also provides other free software developers Less of an advantage over competing non-free programs. These disadvantages are the reason we use the ordinary General Public License for many libraries. However, the Lesser license provides advantages in certain special circumstances.

For example, on rare occasions, there may be a special need to encourage the widest possible use of a certain library, so that it becomes a de-facto standard. To achieve this, non-free programs must be allowed to use the library. A more frequent case is that a free library does the same job as widely used non-free libraries. In this case, there is little to gain by limiting the free library to free software only, so we use the Lesser General Public License.

In other cases, permission to use a particular library in non-free programs enables a greater number of people to use a large body of free software. For example, permission to use the GNU C Library in non-free programs enables many more people to use the whole GNU operating system, as well as its variant, the GNU/Linux operating system.

Although the Lesser General Public License is Less protective of the users' freedom, it does ensure that the user of a program that is linked with the Library has the freedom and the wherewithal to run that program using a modified version of the Library.

The precise terms and conditions for copying, distribution and modification follow. Pay close attention to the difference between a "work based on the library" and a "work that uses the library". The former contains code derived from the library, whereas the latter must be combined with the library in order to run.

**GNU LESSER GENERAL PUBLIC LICENSE
TERMS AND CONDITIONS FOR COPYING,
DISTRIBUTION AND MODIFICATION**

0. This License Agreement applies to any software library or other program which contains a notice placed by the copyright holder or other authorized party saying it may be distributed under the terms of this Lesser General Public License (also called "this License"). Each licensee is addressed as "you".

A "library" means a collection of software functions and/or data prepared so as to be conveniently linked with application programs (which use some of those functions and data) to form executables.

The "Library", below, refers to any such software library or work which has been distributed under these terms. A "work based on the Library" means either the Library or any derivative work under copyright law: that is to say, a work containing the Library or a portion of it, either verbatim or with modifications and/or translated straightforwardly into another language. (Hereinafter, translation is

included without limitation in the term "modification".)

"Source code" for a work means the preferred form of the work for making modifications to it. For a library, complete source code means all the source code for all modules it contains, plus any associated interface definition files, plus the scripts used to control compilation and installation of the library.

Activities other than copying, distribution and modification are not covered by this License; they are outside its scope. The act of running a program using the Library is not restricted, and output from such a program is covered only if its contents constitute a work based on the Library (independent of the use of the Library in a tool for writing it). Whether that is true depends on what the Library does and what the program that uses the Library does.

1. You may copy and distribute verbatim copies of the Library's complete source code as you receive it, in any medium, provided that you conspicuously and appropriately publish on each copy an appropriate copyright notice and disclaimer of warranty; keep intact all the notices that refer to this License and to the absence of any warranty; and distribute a copy of this License along with the Library.

You may charge a fee for the physical act of transferring a copy, and you may at your option offer warranty protection in exchange for a fee.

2. You may modify your copy or copies of the Library or any portion of it, thus forming a work based on the Library, and copy and distribute such modifications or work under the terms of Section 1 above, provided that you also meet all of these conditions:

a) The modified work must itself be a software library.

b) You must cause the files modified to carry prominent notices stating that you changed the files and the date of any change.

c) You must cause the whole of the work to be licensed at no charge to all third parties under the terms of this License.

d) If a facility in the modified Library refers to a function or a table of data to be supplied by an application program that uses the facility, other than as an argument passed when the facility is invoked, then you must make a good faith effort to ensure that, in the event an application does not supply such function or table, the facility still operates, and performs whatever part of its purpose remains meaningful.
(For example, a function in a library to compute square roots has a purpose that is entirely well-defined independent of the application. Therefore, Subsection 2d requires that any application-supplied function or table used by this function must be optional: if the application does not supply it, the square root function must still compute square roots.)

These requirements apply to the modified work as a whole. If identifiable sections of that work are not derived from the Library, and can be reasonably considered independent and separate works in themselves, then this License, and its terms, do not apply to those sections when you distribute them as separate works. But when you distribute the same sections as part of a whole which is a work based on the Library, the distribution of the whole must be on the terms of this License, whose permissions for other licensees extend to the entire whole, and thus to each and every part regardless of who wrote it.

Thus, it is not the intent of this section to claim rights or contest your rights to work written entirely by you; rather, the intent is to exercise the right to control the distribution of derivative or collective works based on the Library.

In addition, mere aggregation of another work not based on the Library with the Library (or with a work based on the Library) on a volume of a storage or distribution medium does not bring the other work under the scope of this License.

3. You may opt to apply the terms of the ordinary GNU General Public License instead of this License to a given copy of the Library. To do this, you must alter all the notices that refer to this License, so that they refer to the ordinary GNU General Public License, version 2, instead of to this License. (If a newer version than version 2 of the ordinary GNU General Public License has appeared, then you can specify that version instead if you wish.) Do not make any other change in these notices.

Once this change is made in a given copy, it is irreversible for that copy, so the ordinary GNU General Public License applies to all subsequent copies and derivative works made from that copy.

This option is useful when you wish to copy part of the code of the Library into a program that is not a library.

4. You may copy and distribute the Library (or a portion or derivative of it, under Section 2) in object code or executable form under the terms of Sections 1 and 2 above provided that you accompany it with the complete corresponding machine-readable source code, which must be distributed under the terms of Sections 1 and 2 above on a medium customarily used for software interchange.

If distribution of object code is made by offering access to copy from a designated place, then offering equivalent access to copy the source code from the same place satisfies the requirement to distribute the source code, even though third parties are not compelled to copy the source along with the object code.

5. A program that contains no derivative of any portion of the Library, but is designed to work with the Library by being compiled or linked with it, is called a "work that uses the Library". Such a work, in isolation, is not a derivative work of the Library, and therefore falls outside the scope of this License.

However, linking a "work that uses the Library" with the Library creates an executable that is a derivative of the Library (because it contains portions of the Library), rather than a "work that uses the library". The executable is therefore covered by this License. Section 6 states terms for distribution of such executables.

When a "work that uses the Library" uses material from a header file that is part of the Library, the object code for the work may be a derivative work of the Library even though the source code is not. Whether this is true is especially significant if the work can be linked without the Library, or if the work is itself a library. The threshold for this to be true is not precisely defined by law.

If such an object file uses only numerical parameters, data structure layouts and accessors, and small macros and small inline functions (ten lines or less in length), then the use of the object file is unrestricted, regardless of whether it is legally a derivative work. (Executables containing this object code plus portions of the Library will still fall under Section 6.)

Otherwise, if the work is a derivative of the Library, you may distribute the object code for the work under the terms of Section 6. Any executables containing that work also fall under Section 6, whether or not they are linked directly with the Library itself.

6. As an exception to the Sections above, you may also combine or link a "work that uses the Library" with the Library to produce a work containing portions of the Library, and distribute that work under terms of your choice, provided that the terms permit modification of

この製品に使用されている
フリーソフトウェアモジュールに関するソフトウェア使用許諾契約書原文（英文）

the work for the customer's own use and reverse engineering for debugging such modifications.

You must give prominent notice with each copy of the work that the Library is used in it and that the Library and its use are covered by this License. You must supply a copy of this License. If the work during execution displays copyright notices, you must include the copyright notice for the Library among them, as well as a reference directing the user to the copy of this License. Also, you must do one of these things:

a) Accompany the work with the complete corresponding machine-readable source code for the Library including whatever changes were used in the work (which must be distributed under Sections 1 and 2 above); and, if the work is an executable linked with the Library, with the complete machine-readable "work that uses the Library", as object code and/or source code, so that the user can modify the Library and then relink to produce a modified executable containing the modified Library. (It is understood that the user who changes the contents of definitions files in the Library will not necessarily be able to recompile the application to use the modified definitions.)

b) Use a suitable shared library mechanism for linking with the Library. A suitable mechanism is one that (1) uses at run time a copy of the library already present on the user's computer system, rather than copying library functions into the executable, and (2) will operate properly with a modified version of the library, if the user installs one, as long as the modified version is interface-compatible with the version that the work was made with.

c) Accompany the work with a written offer, valid for at least three years, to give the same user the materials specified in Subsection 6a, above, for a charge no more than the cost of performing this distribution.

d) If distribution of the work is made by offering access to copy from a designated place, offer equivalent access to copy the above specified materials from the same place.

e) Verify that the user has already received a copy of these materials or that you have already sent this user a copy.

For an executable, the required form of the "work that uses the Library" must include any data and utility programs needed for reproducing the executable from it. However, as a special exception, the materials to be distributed need not include anything that is normally distributed (in either source or binary form) with the major components (compiler, kernel, and so on) of the operating system on which the executable runs, unless that component itself accompanies the executable.

It may happen that this requirement contradicts the license restrictions of other proprietary libraries that do not normally accompany the operating system. Such a contradiction means you cannot use both them and the Library together in an executable that you distribute.

7. You may place library facilities that are a work based on the Library side-by-side in a single library together with other library facilities not covered by this License, and distribute such a combined library, provided that the separate distribution of the work based on the Library and of the other library facilities is otherwise permitted, and provided that you do these two things:

a) Accompany the combined library with a copy of the same work based on the Library, uncombined with any other library facilities. This must be distributed under the terms of the Sections above.

b) Give prominent notice with the combined library of the fact that part of it is a work based on the Library, and explaining where to find the accompanying uncombined form of the same work.

8. You may not copy, modify, sublicense, link with, or distribute the Library except as expressly provided under this License. Any attempt otherwise to copy, modify, sublicense, link with, or distribute the Library is void, and will automatically terminate your rights under this License. However, parties who have received copies, or rights, from you under this License will not have their licenses terminated so long as such parties remain in full compliance.

9. You are not required to accept this License, since you have not signed it. However, nothing else grants you permission to modify or distribute the Library or its derivative works. These actions are prohibited by law if you do not accept this License. Therefore, by modifying or distributing the Library (or any work based on the Library), you indicate your acceptance of this License to do so, and all its terms and conditions for copying, distributing or modifying the Library or works based on it.

10. Each time you redistribute the Library (or any work based on the Library), the recipient automatically receives a license from the original licensor to copy, distribute, link with or modify the Library subject to these terms and conditions. You may not impose any further restrictions on the recipients' exercise of the rights granted herein. You are not responsible for enforcing compliance by third parties with this License.

11. If, as a consequence of a court judgment or allegation of patent infringement or for any other reason (not limited to patent issues), conditions are imposed on you (whether by court order, agreement or otherwise) that contradict the conditions of this License, they do not excuse you from the conditions of this License. If you cannot distribute so as to satisfy simultaneously your obligations under this License and any other pertinent obligations, then as a consequence you may not distribute the Library at all. For example, if a patent license would not permit royalty-free redistribution of the Library by all those who receive copies directly or indirectly through you, then the only way you could satisfy both it and this License would be to refrain entirely from distribution of the Library.

If any portion of this section is held invalid or unenforceable under any particular circumstance, the balance of the section is intended to apply, and the section as a whole is intended to apply in other circumstances.

It is not the purpose of this section to induce you to infringe any patents or other property right claims or to contest validity of any such claims; this section has the sole purpose of protecting the integrity of the free software distribution system which is implemented by public license practices. Many people have made generous contributions to the wide range of software distributed through that system in reliance on consistent application of that system; it is up to the author/donor to decide if he or she is willing to distribute software through any other system and a licensee cannot impose that choice.

This section is intended to make thoroughly clear what is believed to be a consequence of the rest of this License.

12. If the distribution and/or use of the Library is restricted in certain countries either by patents or by copyrighted interfaces, the original copyright holder who places the Library under this License may add an explicit geographical distribution limitation excluding those countries, so that distribution is permitted only in or among countries not thus excluded. In such case, this License incorporates the limitation as if written in the body of this License.

13. The Free Software Foundation may publish revised and/or new versions of the Lesser General Public License from time to time. Such new versions will be similar in spirit to the present version, but may differ in detail to address new problems or concerns. Each version is given a distinguishing version number. If the Library specifies a version number of this License which applies to it and "any later version", you have the option of following the terms and conditions either of that version or of any later version published by the Free Software Foundation. If the Library does not specify a license version number, you may choose any version ever published by the Free Software Foundation.

14. If you wish to incorporate parts of the Library into other free programs whose distribution conditions are incompatible with these, write to the author to ask for permission. For software which is copyrighted by the Free Software Foundation, write to the Free Software Foundation; we sometimes make exceptions for this. Our decision will be guided by the two goals of preserving the free status of all derivatives of our free software and of promoting the sharing and reuse of software generally.

NO WARRANTY

15. BECAUSE THE LIBRARY IS LICENSED FREE OF CHARGE, THERE IS NO WARRANTY FOR THE LIBRARY, TO THE EXTENT PERMITTED BY APPLICABLE LAW. EXCEPT WHEN OTHERWISE STATED IN WRITING THE COPYRIGHT HOLDERS AND/OR OTHER PARTIES PROVIDE THE LIBRARY "AS IS" WITHOUT WARRANTY OF ANY KIND, EITHER EXPRESSED OR IMPLIED, INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, THE IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE. THE ENTIRE RISK AS TO THE QUALITY AND PERFORMANCE OF THE LIBRARY IS WITH YOU. SHOULD THE LIBRARY PROVE DEFECTIVE, YOU ASSUME THE COST OF ALL NECESSARY SERVICING, REPAIR OR CORRECTION.

16. IN NO EVENT UNLESS REQUIRED BY APPLICABLE LAW OR AGREED TO IN WRITING WILL ANY COPYRIGHT HOLDER, OR ANY OTHER PARTY WHO MAY MODIFY AND/OR REDISTRIBUTE THE LIBRARY AS PERMITTED ABOVE, BE LIABLE TO YOU FOR DAMAGES, INCLUDING ANY GENERAL, SPECIAL, INCIDENTAL OR CONSEQUENTIAL DAMAGES ARISING OUT OF THE USE OR INABILITY TO USE THE LIBRARY (INCLUDING BUT NOT LIMITED TO LOSS OF DATA OR DATA BEING RENDERED INACCURATE OR LOSSES SUSTAINED BY YOU OR THIRD PARTIES OR A FAILURE OF THE LIBRARY TO OPERATE WITH ANY OTHER SOFTWARE), EVEN IF SUCH HOLDER OR OTHER PARTY HAS BEEN ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGES.

END OF TERMS AND CONDITIONS

How to Apply These Terms to Your New Libraries

If you develop a new library, and you want it to be of the greatest possible use to the public, we recommend making it free software that everyone can redistribute and change. You can do so by permitting redistribution under these terms (or, alternatively, under the terms of the ordinary General Public License).

To apply these terms, attach the following notices to the library. It is safest to attach them to the start of each source file to most effectively convey the exclusion of warranty; and each file should have at least the "copyright" line and a pointer to where the full notice is found.

<one line to give the library's name and a brief idea of what it does.> Copyright (C) <year> <name of author>

This library is free software; you can redistribute it and/or modify it under the terms of the GNU Lesser General Public License as published by the Free Software Foundation; either version 2.1 of the License, or (at your option) any later version.

This library is distributed in the hope that it will be useful, but WITHOUT ANY WARRANTY; without even the implied warranty of MERCHANTABILITY or FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE. See the GNU Lesser General Public License for more details.

You should have received a copy of the GNU Lesser General Public License along with this library; if not, write to the Free Software Foundation, Inc., 59 Temple Place, Suite 330, Boston, MA 02111-1307 USA

Also add information on how to contact you by electronic and paper mail.

You should also get your employer (if you work as a programmer) or your school, if any, to sign a "copyright disclaimer" for the library, if necessary. Here is a sample; alter the names: Yoyodyne, Inc., hereby disclaims all copyright interest in the library `Frob' (a library for tweaking knobs) written by James Random Hacker.

<signature of Ty Coon>, 1 April 1990
Ty Coon, President of Vice

That's all there is to it!

本機で使用しているソフトウェアのライセンス情報

この製品に使用されている
フリーソフトウェアモジュールに関するソフトウェア使用許諾契約書原文（英文）

Copyright (c) 1998-2000 The OpenSSL Project. All rights reserved. Redistribution and use in source and binary forms, with or without modification, are permitted provided that the following conditions are met:

Redistributions of source code must retain the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer.

Redistributions in binary form must reproduce the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer in the documentation and/or other materials provided with the distribution.

All advertising materials mentioning features or use of this software must display the following acknowledgment: This product includes software developed by the OpenSSL Project for use in the OpenSSL Toolkit. (http://www.openssl.org)

The names "OpenSSL Toolkit" and "OpenSSL Project" must not be used to endorse or promote products derived from this software without prior written permission. For written permission, please contact openssl-core@openssl.org

Products derived from this software may not be called "OpenSSL" nor may "OpenSSL" appear in their names without prior written permission of the OpenSSL Project.

Redistributions of any form whatsoever must retain the following acknowledgment: "This product includes software developed by the OpenSSL Project for use in the OpenSSL Toolkit (http://www.openssl.org)"

THIS SOFTWARE IS PROVIDED BY THE OpenSSL PROJECT ``AS IS'' AND ANY EXPRESSED OR IMPLIED WARRANTIES, INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, THE IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE ARE DISCLAIMED. IN NO EVENT SHALL THE OpenSSL PROJECT OR ITS CONTRIBUTORS BE LIABLE FOR ANY DIRECT, INDIRECT, INCIDENTAL, SPECIAL, EXEMPLARY, OR CONSEQUENTIAL DAMAGES (INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, PROCUREMENT OF SUBSTITUTE GOODS OR SERVICES; LOSS OF USE, DATA, OR PROFITS; OR BUSINESS INTERRUPTION) HOWEVER CAUSED AND ON ANY THEORY OF LIABILITY, WHETHER IN CONTRACT, STRICT LIABILITY, OR TORT (INCLUDING NEGLIGENCE OR OTHERWISE) ARISING IN ANY WAY OUT OF THE USE OF THIS SOFTWARE, EVEN IF ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGE.

This product includes cryptographic software written by Eric Young (eay@cryptsoft.com). This product includes software written by Tim Hudson (tjh@cryptsoft.com).

Copyright (C) 1995-1998 Eric Young (eay@cryptsoft.com) All rights reserved. This package is an SSL implementation written by Eric Young (eay@cryptsoft.com). The implementation was written so as to conform with Netscapes SSL. This library is free for commercial and non-commercial use as long as the following conditions are aheared to. The following conditions apply to all code found in this distribution, be it the RC4, RSA, lhash, DES, etc., code; not just the SSL code. The SSL documentation included with this distribution is covered by the same copyright terms except that the holder is Tim Hudson (tjh@cryptsoft.com).

Copyright remains Eric Young's, and as such any Copyright notices in the code are not to be removed. If this package is used in a product, Eric Young should be given attribution as the author of the parts of the library used. This can be in the form of a textual message at program startup or in documentation (online or textual) provided with the package. Redistribution and use in source and binary forms, with or without modification, are permitted provided that the following conditions are met:

Redistributions of source code must retain the copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer.

Redistributions in binary form must reproduce the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer in the documentation and/or other materials provided with the distribution.

All advertising materials mentioning features or use of this software must display the following acknowledgement: "This product includes cryptographic software written by Eric Young (eay@cryptsoft.com)". The word 'cryptographic' can be left out if the rouines from the library being used are not cryptographic related :-).

If you include any Windows specific code (or a derivative thereof) from the apps directory (application code) you must include an acknowledgement: "This product includes software written by Tim Hudson (tjh@cryptsoft.com)"

THIS SOFTWARE IS PROVIDED BY ERIC YOUNG ``AS IS'' AND ANY EXPRESS OR IMPLIED WARRANTIES, INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, THE IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE ARE DISCLAIMED. IN NO EVENT SHALL THE AUTHOR OR CONTRIBUTORS BE LIABLE FOR ANY DIRECT, INDIRECT, INCIDENTAL, SPECIAL, EXEMPLARY, OR CONSEQUENTIAL DAMAGES (INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, PROCUREMENT OF SUBSTITUTE GOODS OR SERVICES; LOSS OF USE, DATA, OR PROFITS; OR BUSINESS INTERRUPTION) HOWEVER CAUSED AND ON ANY THEORY OF LIABILITY, WHETHER IN CONTRACT, STRICT LIABILITY, OR TORT (INCLUDING NEGLIGENCE OR OTHERWISE) ARISING IN ANY WAY OUT OF THE USE OF THIS SOFTWARE, EVEN IF ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGE.

The licence and distribution terms for any publically available version or derivative of this code cannot be changed. i.e. this code cannot simply be copied and put under another distribution licence [including the GNU Public Licence.

さくいん

用語でさがしたいときに便利です。

数字/アルファベット

あ

か

さ

た

な

は

ま

や

ら

わ

はじめに
接続
準備
基本設定
その他

■ この商品の操作方法に関するご相談窓口

フリーコール番号　0088-22-8634（無料）

受付時間：月曜日～金曜日　9：00 ～17：00（祝日および当社の休日を除きます。）

上記番号をご利用できないときは　鳥取（0857）21-1026（有料）におかけください。

■ 修理や部品に関するご相談窓口

お買い上げ販売店、または「2.操作編」- P94 の修理相談窓口にお問い合わせください。

※相談窓口におけるお客さまの個人情報のお取り扱いについては「2.操作編」- P94 をご覧ください。

三洋電機株式会社

三洋電機コンシューマエレクトロニクス株式会社

家電事業部

〒680-8634　鳥取県鳥取市立川町7丁目101

Printed in China

9RR6P10AB5800B